〇品田委員長 ただいまより、経済文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和4年第4回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第2号、議案第4号及び議案第31号ないし議案第33号の以上5件につきまして、理事者から説明願います。

**〇三宮経済部長** 議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。

初めに、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、会計年度任用職員の職員費を計上している事業につきまして、増額補正するものでございます。補正予算書28ページの5款1項1目労政費、旭川まちなかしごとプラザ事業費、次に、補正予算書30ページの7款1項1目商業振興費、中小企業振興資金融資事業費、旭川市事業継続支援金、貨物自動車運送事業者支援金、2段下の7款1項5目工芸センター費、施設管理費、木工芸指導行政費、下段の7款1項6目工業技術センター費、技術指導行政費、この7事業で29万9千円でございます。

続きまして、燃料費及び光熱水費の価格高騰に伴い、需用費を計上している事業につきまして、 増額補正をしようとするものでございます。まず、補正予算書30ページになります、7款1項5 目工芸センター費、施設管理費、下段の7款1項6目工業技術センター費、施設管理費、この2事 業で356万4千円でございます。

次に、7款1項7目動物園費、動物園事業特別会計繰出金2千252万6千円につきましては、 この後、令和4年度旭川市動物園事業特別会計補正予算において御説明させていただきますが、動 物園事業特別会計における増額分を繰出しするため、補正しようとするものでございます。

以上が、旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分の内容でございます。

続きまして、議案第4号、令和4年度旭川市動物園事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。補正予算書48ページの下段、歳出を御覧ください。1款1項1目総務管理費、施設管理費2千252万6千円でございます。このうち、需用費を除く336万2千円につきましては、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴いまして、職員費を増額補正しようとするものでございます。また、需用費1千916万4千円につきましては、燃料費及び光熱水費の価格高騰に伴い、増額補正しようとするものでございます。

このことによりまして、上段の歳入、5款1項1目-般会計繰入金におきましても同額を補正するものでございます。

以上が、旭川市動物園事業特別会計補正予算の内容でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**〇菅原観光スポーツ交流部長** 議案第2号の令和4年度、旭川市一般会計補正予算のうち、観光スポーツ交流部所管分につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の29ページを御覧ください。6款1項6目農地改良費の嵐山レクリエーション施設管理費30万8千円でございます。こちらは、嵐山レクリエーション施設の運営業務委託費につきまして、電力会社の変更による電気料金の増額に伴い、委託料を増額するもので、財源は全額、一

般財源となっております。

次に、補正予算書の30ページを御覧ください。7款1項4目観光費の旭川冬まつり感染症対策費644万6千円であります。こちらは、来年2月に開催予定の旭川冬まつりにつきまして、イベントを安心、安全に開催するため、冬まつり会場全体の感染症対策などを行うため、旭川冬まつり実行委員会への負担金を増額するものでございます。財源は全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を予定しております。

最後に、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、職員費が増額となることから、会計年度任用職員の職員費を計上している事業につきまして、それぞれ増額補正しようとするものであります。まずは、補正予算書の20ページでございますが、2款1項1目一般管理費、管理事務費、次に、補正予算書30ページ、7款1項4目観光費、観光振興行政費及び冬季観光滞在促進費、補正予算書の34ページ、10款6項1目保健体育総務費、学校施設スポーツ開放事業費の合計4事業、19万円でございます。なお、財源は全額、一般財源となっております。

以上が、観光スポーツ交流部所管分の補正予算でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 **〇加藤農政部長** 議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、農政部所管につきまして御説明申し上げます。

別冊の補正予算書の29ページを御覧いただきたいと思います。6款農林水産業費、1項農業費、3目農産園芸振興費のうち、まず、国産小麦産地生産性向上費2千681万4千円でございます。本事業は、西神楽地域農業再生協議会に対しまして、小麦の生産体制の強化を図るため、秋小麦の生産拡大及び土壌診断に係る助成や、トラクターやコンバインなど、農業機械のリースに係る費用の一部を補助するものでございます。財源は、国から北海道を経由した補助金により、全額特定財源となっております。

次に、同じく6款1項3目、畑作物防除作業受託体制整備費610万円でございます。本事業は、 JAあさひかわ管内の農業者から、大豆、麦の収穫、乾燥を受託している農業法人が、規模拡大に 取り組むことができるよう、防除、除草に使用するトラクター及びブームスプレーヤー、農薬散布 機でございますが、これらを導入するための費用の一部を補助するものでございます。

次に、同じく6款1項3目、畑作物受託作業整備費650万円でございます。本事業は、JAあさひかわ管内、永山地区の農業者から、黒大豆及びトウモロコシの収穫作業を受託しております農業法人が、規模拡大に取り組むことができるよう、黒大豆等の収穫に対応するコンバインを導入するための費用の一部を補助するものでございます。

同じく6款1項3目、大豆調整設備導入費730万円でございます。本事業は、JA東神楽に対しまして、市内において生産拡大する大豆について、収穫から出荷まで受託することができる体制を整備するために、設備一式を導入するための費用の一部を補助するものでございます。

これら3事業の財源は、全額、北海道の地域づくり総合交付金を活用いたします。

最後に、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、会計年度任用職員の職員費を計上している事業につきまして、増額補正しようとするものでございますが、それは、6款1項4目農業センター費、土壌診断推進費、農業センター管理費、6款1項6目農地改良費、その中の基幹水利施設管理費、多面的機能支払費、国営緊急農地再編整備費の5事業で66万5千円でございます。

また、燃料費及び光熱水費の価格高騰に伴い、需用費を計上している事業につきまして増額補正 しようとするものは、6款1項4目、農業センター管理費、6款1項6目、基幹水利施設管理費、 管理事務費の3事業、457万1千円となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

**〇品田学校教育部長** 議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、学校教育部所管分につきまして御説明申し上げます。

学校教育部は、23の事業について補正を予定しております。このうち、16事業が会計年度任用職員の報酬等の見直しに伴うもの、3事業が価格高騰による学校等の光熱水費の増加などに伴うもの、4事業が新型コロナウイルス感染症対策に係るものでございます。

まず、会計年度任用職員の報酬等の見直しに伴い、補正を行う16事業につきまして御説明いたします。なお、各事業ごとの補正額については省略して説明します。補正予算書事項別明細書の32ページになります。10款1項教育総務費、2目事務局費の管理事務費、次に、3目教育指導費の適応指導教室運営費、教育指導費、次に、10款2項小学校費、1目学校管理費の管理事務費、学校給食管理費、1つ飛ばしまして、学校用務管理費、富沢ふれあいの家管理費、次に、2目教育振興費の学校図書館活性化推進費、少人数学級編制費、特別支援教育推進費、スクールバス運行費、就学助成費、次に、10款3項中学校費、1目学校管理費、学校給食管理費、1つ飛ばしまして、学校用務管理費、次に、33ページの2目教育振興費、スクールカウンセラー活用推進費、学校図書館活性化推進費、以上16事業、合計では2千799万7千円を会計年度任用職員の報酬等の見直しに伴い補正しようとするものでございます。

次に、32ページに戻ります。価格高騰に伴う光熱水費の不足に伴う補正についてであります。 10款2項3目維持修繕費、学校施設管理費、補正額3億2千572万8千円、次に、33ページ、10款3項3目維持修繕費、学校施設管理費、補正額1億6千663万5千円、次に、34ページ、10款6項保健体育費、2目学校給食共同調理所費、東旭川学校給食センター管理費、補正額1千351万円の3事業につきましては、燃料費や光熱水費の増加に伴うもので、燃料費は主に、灯油及び重油単価の増、また、光熱水費はガス代及び電気代の単価の高騰により、予算額に不足が生じる見込みのため、予算を補正しようというものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算といたしまして、32ページに戻ります。 10款2項1目学校管理費、学校感染症対策・教育活動費、補正額924万円、次に、下のほうに 行きまして、10款3項1目学校管理費、学校感染症対策・教育活動費、補正額462万円につき ましては、学校の新型コロナウイルス感染症対策として、国からの補助金を受け、消毒用品や保健 衛生用品等の購入を実施している事業でありますが、国の要領が改正され、各学校の児童生徒数に 応じた3区分の上限額がそれぞれ7万円、10万5千円、14万円引き上げられたことに伴い、必要となる額を補正しようとするものでございます。

次に、少し上に戻ります。10款2項2目教育振興費、修学旅行等関連費、補正額22万8千円、次に、33ページ、10款3項中学校費、2目教育振興費、修学旅行等関連費、補正額45万3千円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により生じた修学旅行や宿泊研修のキャンセル料を支援するもので、感染症により出席停止となり、不参加等となった児童生徒の保護者の負担を軽減しようとするものでございます。

次に、歳入でございます。補正予算書事項別明細書の17ページになります。17款2項7目教育費国庫補助金、13節学校保健特別対策事業費補助金に693万円を追加しようとするもので、これは、御説明いたしました学校感染症対策・教育活動費における補助上限額の引上げに伴う国庫補助額の増によるものでございます。

補正予算については以上でございます。

続きまして、議案第31号、旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本件は、旭川市立旭川第1小学校を廃止するために、旭川市立小中学校設置条例の一部を改正しようとするものであります。旭川第1小学校においては、今年度の児童数が4名となり、今後はさらに児童数が減少する見込みであること、保護者から、今年度末での閉校についての意向を確認し、地域からも合意を得ましたことから、今年度末をもって閉校し、旭川小学校に統合しようとするものでございます。

学校教育部からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○高田社会教育部長** 議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、社会教育部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の33ページを御覧ください。上から3段目にございます10款5項社会教育費につきましては、合計16事業ございまして、うち6事業が、会計年度任用職員の給与改定に関するもの、3事業が、価格高騰による各施設の光熱水費や燃料費の増額に関するもの、5事業が、給与改定と光熱水費、燃料費の増額の両方に関するもの、その他2事業が、施設整備の改修や整備に関するものでございます。

まず、給与改定に関する補正予算について御説明申し上げます。なお、各事業ごとの補正額につきましては省略させていただきます。1目社会教育総務費の社会教育振興費及び文化振興費、2目公民館費の地域を支えるシニア世代人材育成費、3目図書館費の図書館事業活動費、4目博物科学館費の博物館管理費、34ページに移りまして、7目彫刻美術館費の彫刻美術館事業活動費の6事業で、合計40万7千円を補正しようとするものでございます。

次に、光熱水費や燃料費の増額に関する補正予算についてでございますが、33ページに戻りまして、2目公民館費の神楽市民交流センター管理費、5目市民文化会館費の文化会館管理費、34ページの6目大雪クリスタルホール費の大雪クリスタルホール管理費の3事業で、合計5千172万9千円を補正しようとするものでございます。

次に、給与改定と光熱水費、燃料費の増額の両方に関する補正予算でございますが、33ページの1目社会教育総務費の常磐館管理費、2目公民館費の公民館管理費、3目図書館費の図書館管理費、4目博物科学館費の科学館管理費、34ページに移りまして、7目彫刻美術館費の彫刻美術館管理費の5事業で、合計4千586万7千円を補正しようとするものでございます。

続きまして、施設設備の改修や整備に関する補正予算について御説明いたします。33ページの一番下にございます5目、文化会館改修費、補正額789万8千円につきましては、市民文化会館全館の冷房につながる吸収冷温水機の故障や冷房効率の低下を防ぐため、当該機器の伝熱管を交換する費用を補正しようとするものであり、工期が年度内に終了しない見込みであることから、4ページの第2表にありますように、全額を繰越明許費にしようとするものでございます。

次に、34ページに戻りまして、上から2つ目にございます、6目、大雪クリスタルホール通信

環境整備費、補正額332万4千円につきましては、コロナ禍における施設利用者への支援につな げるため、イベントの廃止やオンライン会議の開催などに対応した大雪クリスタルホールの通信環 境の整備費用を補正しようとするものであり、財源につきましては、全額、国の新型コロナウイル ス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を予定してございます。

社会教育部の所管する補正予算の概要については以上でございます。よろしくお願いいたします。 **〇野谷農業委員会事務局長** 本定例会に提案しています議案のうち、農業委員会に関わる案件は、 補正予算1件及び条例改正の2件であり、これらについて、順次、御説明申し上げます。

最初に、議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算についてでございます。補正予算書の 事項別明細書29ページを御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費の運 営費でございますが、今般の職員給与改定に伴いまして、会計年度任用職員2人分の報酬及び職員 手当等で8万4千円を増額しようとするものでございます。

次に、条例改正についてであります。議案第32号、旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号、旭川市農業委 員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定については、関連がございますので、 併せて御説明を申し上げます。

これらの条例改正は、現在の農業委員の任期が令和5年7月29日で満了するため、次期委員の 改選に当たり、農業委員会等に関する法律施行令第5条に規定されている基準農業者数1千100 戸の基準を下回り、863戸となったことに伴い、農業委員の定数を減少させる必要が生じたもの でございます。

議案第32号の農業委員報酬につきましては、市内の農地面積がさほど減少していない状況の中、 農業委員の定数削減に伴い、委員1人当たりの業務負担が増大することから、委員報酬を改定しよ うとするもので、別表中、農業委員会の欄で、会長の現行の月額を6万6千円から7万8千円へ、 副会長を5万5千円から6万7千円へ、委員を3万4千円から4万6千円へ改めようとするもので ございます。また、委員定数減少により、農地部会及び農政部会を廃止することに伴い、部会長及 び副部会長の役職を削除するとともに、新たに地区協議会会長の役職を設け、その委員報酬を月額 5万6千円にしようとするものでございます。

次に、議案第33号の農業委員の定数改正についてであります。委員定数改正につきましては、 農業委員会等に関する法律第8条第2項及び同法施行令第5条に規定されている基準に基づき、条 例で定めることとされており、基準農業者数の減少により、定数を37人から27人に改め、両部 会の廃止に伴い、部会委員の定数を定める第3条を削除するとともに、これにより、本条例は、農 業委員定数のみを定めることから、条例名の表題から等を、そして、あわせて、第1条の条文から も部会に関わる文言を削除しようとするものでございます。

なお、施行日は、両条例とも任期初日の令和5年7月30日としているところでございます。 以上、よろしくお願いいたします。

**〇品田委員長** ただいまの説明につきまして、特に御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

**〇品田委員長** なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

再開 午前10時25分

〇品田委員長 再開いたします。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、北の恵み食ベマルシェ2022の開催結果について、理事者から報告願います。

**○三宮経済部長** 北の恵み食ベマルシェ2022につきまして、売上総額がこのたび確定いたしましたので、開催結果を御報告いたします。

今回は、2019年以来、3年ぶり11回目の開催となりました。前回、2019年と比較いたしますと、出店者数は、共催事業の駅マルシェを含め、約28%減の234店、来場者数は、常磐公園会場の見送りや会期中の雨の影響等もあり、約40%減の延べ62万9千人となりました。出店店舗の売上総額は、約38%減の約1億2千717万円となりましたが、1店舗当たりの売上額は約54万円と、前回の約13%減にとどまったところでございます。

コロナ禍での開催となり、市民や観光客の皆様に、安全、安心に楽しんでいただくため、マスク 着用や手指消毒など、基本的な感染対策に御協力をいただいたほか、密集や密接を避けるため、出 店店舗の間隔を広くし、飲食スペースは8席にするなど、感染症対策官の助言、指導の下、感染対 策を徹底いたしたところでございます。

また、特徴的な取組といたしましては、文化庁が認定した未来の100年フードとご当地グルメエリアや、コロナ禍で増えたキッチンカーを駅前広場に設けたほか、7条買物公園には、こども縁日コーナーを配置するなど、ゾーニングを工夫したほか、トイレ協力店舗やイベント前後の1か月間、お楽しみチケットが使える食べマルショップの参加など、50周年を迎えた平和通買物公園の商店街とも一体となって取り組んできたところでございます。

3年ぶりの開催で、来場された皆様の喜ぶ様子がうかがえ、まちなかのにぎわいづくりや経済活性化に寄与することができたと考えておりますが、今回得た成果や課題も踏まえ、次年度以降の開催に生かすなど、よりよいイベントとなるよう今後も取り組んでまいります。

**〇品田委員長** ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

**〇品田委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席いただいて結構です。

次に、旭川市スポーツ推進計画(案)に係る意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

**〇菅原観光スポーツ交流部長** 旭川市スポーツ推進計画(案)に係る意見提出手続につきまして、 御報告申し上げます。

本市のスポーツ施策につきましては、平成23年度に策定いたしました、第2次旭川市スポーツ 振興計画を基に実施しているところでございますが、その期間が今年度末までとなっていることか ら、見直しを行っているところでございます。

近年、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しており、新型コロナウイルスの影響、少子高齢化、 公共施設の老朽化、ライフスタイルの変化などの社会環境に対応するため、関係団体からの意見聴 取や附属機関における御意見等を参考に、新たな計画の策定作業を進めてきたところであり、この たび、計画案が固まりましたことから、意見提出手続を実施するものでございます。

今回、意見を募集いたします旭川市スポーツ推進計画(案)は、スポーツの機会創出と充実、施設などのスポーツ環境の整備、担い手の育成、スポーツ交流による地域活性化の4つの重点を柱として構成しており、令和5年度から9年度までの5年間の計画となっております。意見提出手続の実施期間につきましては、11月21日から12月23日までの約1か月間としておりまして、いただいた御意見を踏まえ、附属機関等の意見を伺い、令和5年3月には計画策定を終えたいと考えているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

**〇品田委員長** ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

**〇品田委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席いただいて結構です。

次に、いじめの重大事態に係る調査報告書に関する市教委及び学校の対応の検証と再発防止策について、理事者から報告願います。

**〇品田学校教育部長** いじめの重大事態に係る調査報告書に関する市教委及び学校の対応の検証と 再発防止策について、御報告をいたします。多少お時間をいただきます。

お手元のA4縦判の資料を御覧ください。

本件重大事態は、令和3年4月27日に、旭川市教育委員会において、いじめ防止対策推進法第28条に規定するいじめの重大事態として、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例第11条に基づき対処することを決定し、同年6月4日付で、資料のとおり、①から④の4つの事項について諮問を行いました。その後、対策委員会において調査及び審議が行われ、令和4年4月14日には、いじめの事実認定等に関して中間報告を行い、同年9月12日に市教委に対し、調査報告書として答申をいただき、同日、市教委から市長に報告を行いました。

調査報告書において、学校と市教委の対応調査と課題検証の結果として、個別の学校や教員個人の問題ではなく、市教委が、法の制定後もいじめ等に関する指導等を根本的に改めることなく、旧態依然とした体制を黙認してきたことによるものであると記載されるなど、対策委員会から示された指摘については、その全てについて、大変厳粛に、真摯に受け止めておりますが、文部科学省の重大事態の調査に関するガイドラインを踏まえ、改めて検証を行った結果、市教委及び学校の対応について、特に大きな課題であったと考えていることについて説明をさせていただきます。また、市教委では、調査報告書において提言のあった再発防止策について、提言の趣旨を踏まえ、その全てを実現できるよう、具体的方策等について検討しているところであり、現時点での検討内容などについても併せて説明をさせていただきます。

初めに、1、市教委の対応についての検証であります。大きな課題の1つ目は、(1) に記載のとおり、いじめの重大事態への対応を行わなかったことであります。重大事態への対応を行わなかった要因や背景として、主に2点あったと考えております。

1点目は、いじめの認知に至らなかったことであります。当時、市教委では、令和元年6月22 日に当該生徒が川に入る事案が発生した後、同年7月中には、このたび対策委員会が認定したいじ

めの事実、6項目のうち、5項目を把握しておりました。一連の事案の中で、加害生徒が性的な画 像等を求めたことなどの事案については、重大な非行事故として認識し、警察とも連携しながら対 応してまいりました。一方で、当該生徒本人やアンケート調査等からいじめの訴えや情報がなかっ たことや、保護者から当該生徒への聞き取り等をしないでほしいと言われたことなどから、当該学 校において、当該生徒本人から当時の状況を直接確認することはせず、いじめの認知には至りませ んでした。市教委としても、一連の事案がいじめとして認知された場合、重大事態として対処する ことにより事案が広く知られるようになり、当該生徒がより大きな精神的苦痛を感じ、通常の学校 生活を送ることができなくなることなどへの懸念もあり、学校に対し、積極的にいじめを認知する よう働きかけを行うことはありませんでした。当時、当該生徒が在籍する学校においては、入院中 であった当該生徒の心のケアをはじめ、警察との連携の下での加害生徒への指導や、加害生徒それ ぞれの保護者、当該生徒の保護者への対応、謝罪の場の設定などの対応を行っていたものの、いじ めとして認知せず、重大事態として対応しなかったことについては、調査報告書において、ガイド ライン違反にとどまらず、法律違反にもなるとの厳しい指摘がなされたところであり、市教委とし て、これを真摯に受け止めているところでございます。また当時、いじめ防止対策推進法やガイド ラインについて知ってはいたものの、運用面も含めた理解が十分であったとは言えず、このような ことについても真摯に受け止めております。このことの再発防止に向けては、調査報告書に示され た再発防止策①と⑨が関連しております。それぞれの再発防止策を実現する具体的方策については、 この後、別途説明をさせていただきます。

重大事態への対応を行わなかった要因や背景の2点目は、重大事態として対処する組織体制が整備されていなかったことであります。いじめ防止対策推進法が平成25年に施行され、同法の第28条には、重大事態の対処のため、速やかに当該学校設置者またはその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとすると規定されております。市教委では、平成31年4月1日に施行された旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例において、旭川市いじめ防止等対策委員会が重大事態の調査または審議する旨、規定をしておりますが、法の施行から既に5年を経過しての規定であったことや、対策委員会の委員について、職能団体等から推薦をいただき、組織を構成できたのは令和2年2月であり、本事案の発生時には重大事態の調査等を行う組織体制が整備をされておりませんでした。また、平成31年2月に策定した旭川市いじめ防止基本方針において、早期発見・事案対処マニュアルを掲載しているものの、重大事態への対応については、国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに沿って速やかに対処しますなどの一般的な記載にとどまり、具体的な対処を定めたマニュアルはございませんでした。このことも、自信を持って重大事態としての対処ができなかった背景の一つであります。このことの再発防止に向けては、調査報告書に示された再発防止策⑤が関連しております。

市教委の対応についての課題の2つ目は、(2)に記載のとおり、学校への指導性が脆弱だった ことでございます。このことの要因や背景として、主に3点あったと考えております。

1点目は、市教委の主体的に取り組む姿勢が欠如していたことです。当時、市教委では、関係学校に対し、それぞれ個別に児童生徒から聞き取った事案発生の経緯や内容、指導の状況などについて報告を受け、指導や助言を行っていましたが、当時の認識としては、学校が、学校の実情を踏まえて主体的に対応すべきであり、関係学校からの報告や相談等があった際に指導や助言を行うこと

が求められる対応であると押さえておりました。令和元年8月末から9月上旬にかけて、関係中学校において謝罪の場を設定しましたが、当該生徒が在籍した中学校における謝罪の場の設定については、市教委と学校との調整が難航した経緯などもあり、関係学校相互の情報共有や対応方針の共通理解、当該生徒の保護者への対応等については、学校の判断に委ねるのではなく、市教委が主体性を持って取り組むべきであったと考えております。このことの再発防止に向けては、調査報告書に示された再発防止策①と⑨が関連しております。

2点目は、担当課内のいじめ対応の業務分担が明確ではなかったことであります。当時、いじめ 対応は、生徒指導担当者の業務の一部となっておりましたが、生徒指導担当者が他の業務の関係で 対応できないときには、その都度、対応できる職員が対応することが慣例化しておりました。現在 は、道教委から招いた学校教育部次長を中心に、いじめ対策担当が専門性に基づく一貫した対応を 行うよう努めておりますが、当時はこうした明確な業務分担は行ってはおりませんでした。このこ との再発防止に向けては、調査報告書に示された再発防止策④が関連しております。

3点目は、外部の専門家からの支援体制が構築されていなかったことであります。重大事態が発生した場合、教育関係者だけでは対応困難な状況において、様々な専門的な知識等が対処の助けとなることが期待されるところですが、学校を迅速に支援するための市教委独自の支援体制は構築されておりませんでした。また、道教委では、市町村教育委員会等の求めに応じて派遣する北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チームが設置されておりましたが、道教委に支援を求める積極的な姿勢が欠けておりました。このことの再発防止に向けては、調査報告書に示された再発防止策⑤と⑥が関連しております。

次に、2、学校の対応についての検証であります。

大きな課題の1つ目は、(1)に記載のとおり、学校いじめ対策組織が形骸化していたことであ ります。旭川市いじめ防止基本方針において、学校いじめ対策組織の役割として、いじめの疑いに 関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行うことや、いじめに係る 情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対する聞き取り調査等により事実関 係を把握し、いじめであるか否かの判断を行うなどについて明記をしており、当該中学校において も、学校いじめ防止基本方針にこうした役割について定めておりました。しかしながら、実情とし て、教職員が事案を把握した際には、まずは学年を担当する教員による対応が行われ、対応が終わ って状況が整理された段階で学校いじめ対策組織に報告されており、本事案についても、学級担任 が事実を把握後、一定の範囲の教員には共有されていたものの、いじめ対策組織による情報の収集 や認知の判断等が行われたとの報告はなかったものでございます。こうした背景として、いじめに 限らず、生徒指導対応については、学年単位での迅速な対応を基本とし、重大な案件でなければ対 応後に管理職に報告する学校もあり、それぞれの学校においては、いじめやいじめの疑いがある事 案についても同様の対応に終始していたものと考えられるところであります。したがいまして、教 職員一人一人が、学校いじめ防止基本方針の内容、特に、学校いじめ対策組織の役割についての理 解が不足しており、学校いじめ対策組織での事案の共有化や、明確な役割分担などが行われていな かったなど、学校いじめ対策組織が形骸化していたのではないかと考えております。このことの再 発防止に向けては、調査報告書に示された再発防止策②と③と⑨が関連しております。

大きな課題の2つ目は、(2)に記載のとおり、転校先の学校等への引継ぎが不十分であったこ

とであります。当該生徒の中学校入学時における小学校から中学校への引継ぎについては、通常、小学校が作成した指導要録等の資料のほか、本人の行動面での特徴などをA4用紙半分程度にまとめ、簡単な資料とともに口頭での引継ぎがなされていましたが、当該生徒の学校生活上でのサポートが必要な部分などの詳細な情報までは引き継がれておりませんでした。また、転校先の中学校への引継ぎについては、通常、管理職同士での情報共有に加え、必要に応じて担任間でのやり取りが行われておりますが、当該生徒の転校の際の引継ぎについては、本事案に係る詳細な資料等のやり取りはなく、主に口頭での説明にとどまっておりました。当該生徒が受けた被害には性的なものもあったため、当該生徒に対するケアについては専門的な知識や対応を要することも前提に、転校前の学校と転校先の学校とが協力をしてケアの在り方を検討する必要がありましたが、それが十分ではありませんでした。このことの再発防止に向けては、調査報告書により示された再発防止策⑦が関連しております。

次に、再発防止策についてであります。市教委では、ただいま御説明申し上げました、本事案に係る市教委及び学校の対応の検証結果と重大事態の調査報告書において示された再発防止策の提言を踏まえまして、今後の具体的方策等について検討しております。

A3横判の資料、「いじめの重大事態に係る調査報告書」における再発防止策の提言を受けての対応について(案)を御覧ください。縦に3つの枠で囲み、整理をしておりますが、左の枠は、調査報告書における今後の再発防止策の提言をそのまま掲載しております。調査報告書におきましては、再発防止策として、いじめへの対応について、いじめ予防について、安心して暮らせる社会作りについての3つの観点から、11項目が示されております。

具体的な内容として、1つ目、いじめへの対応についてでは、①学校設置者である旭川市教育委員会が専門的知識を携え、上部組織として学校を適切に管理する体制の構築を行う、②いじめの把握および報告に対し事実確認、学校全体への情報共有、家庭との情報共有、対応までのシステムを確立するなどの6項目、2つ目のいじめ予防についてでは、⑦幼小中高においての情報を統一様式にて記録し、進学先及び転校先に引き継いでいくような情報共有のシステムを確立するなどの3項目、3つ目の安心して暮らせる社会作りでは、⑩インターネットやマスメディアなどでの個人情報や誤った情報の流布によって生活が脅かされない、人としての尊厳が守られる社会作りを進めるなどの2項目が提言されております。

縦の真ん中の枠には、調査報告書の再発防止策の詳細説明の中心となる内容を掲載しております。右の枠には、再発防止策の提言の趣旨を踏まえた市教委、学校の具体的方策等について、現在検討している内容も含め、20項目について記載をしております。教育指導課においては、①-1を踏まえ、改めて、教育委員会の果たすべき役割やいじめ防止対策推進法の趣旨、いじめの未然防止等に向けた学校への指導助言の在り方に関する職員研修を実施したところでありますが、②-1の報告様式の作成及びマニュアルの作成や、⑤-1の旭川市いじめの重大事態対応マニュアル(仮称)の作成、⑧-1の人権教育やSNS等に関する学習のための小1から中3までの教材の作成などについても準備を進めているところでございます。また、④-1の学校教育部内のいじめに専属的に対応する組織の設置や、④-2の困難ケースへの外部の専門家の参加による解決、⑥の市独自の緊急支援チームによる学校への支援などの教育委員会の組織体制の整備に関すること、⑪の教職員がいじめ防止等のために、心身のゆとりをもって、児童生徒と向き合うことのできる体制づくりとし

ての、学校のいじめ対策を専属的に行う教員の加配などの学校の組織体制の整備に関することについても検討を行っておりますが、今後、市長部局や関係機関とも協議をしながら、さらに検討を進め、実現に向けて精いっぱい取り組んでまいります。

教育委員会といたしましては、学校、市長部局と一丸となって、いじめ防止対策に全力で取り組み、かけがえのない子どもたちのために、安心して生活し、学ぶことができる教育環境を目指し、力を尽くしてまいります。

あわせまして、去る11月18日に、本件いじめの重大事態における被害生徒が転校前に在籍を していた中学校において、市教委主催による保護者説明会を実施いたしましたので、概要について 御報告させていただきます。

当該説明会は、国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおいて、学校の設置者及び学校は、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討すると示されていることや、令和4年第1回旭川市議会定例会において、保護者説明会の開催などについての陳情が行われ付託された本常任委員会で全会一致で採択されたことから、調査で明らかになった本件重大事態の事実経過とともに、学校のいじめ防止対策や生徒の安全確保の取組などについて説明し、保護者の不安解消を図るため、開催したものであります。

参加対象の保護者につきましては、現在、当該中学校に在籍している1年生から3年生の生徒及び、被害生徒と同学年であり、今年3月に中学校を卒業した生徒の保護者に案内をし、当日は50名の参加をいただきました。

18時30分に開会し、教育長挨拶、市教委からの調査報告書の概要並びに教育委員会の再発防止に向けた取組の説明、学校長から、学校の再発防止に向けた取組の説明を行い、その後、質疑応答を行いました。保護者からは、校外で起きたいじめを学校はどう把握するのか、性に関わる指導にしっかりと取り組んでほしいなどの学校のいじめ対策に関わる質問や意見のほか、生徒には今回のような説明会を開くのか、マスコミやユーチューバーへの対応はどうするのかなどの生徒の安全確保の取組などに関わる質問があり、教育委員会、学校からそれぞれ質問への回答を行い、20時35分に保護者説明会を終了いたしました。また、当該学校においては、保護者説明会の概要について、学校便りに掲載し、週明けの21日、月曜日になりますが、生徒を通じて全家庭に配付し、周知を図るとともに、昨日、12月1日には生徒に対する説明を行ったというところでございます。

教育委員会といたしましては、引き続き、当該学校へのスクールカウンセラーの派遣などを通じて、生徒、保護者の心のケアに努めるとともに、学校、警察とも連携しながら、生徒の登下校の安全確保に努めてまいります。また、今後も当該学校において、学校のいじめ対策などについて積極的な情報発信が行われ、保護者から信頼される学校づくりが進められるよう、学校への指導助言を行ってまいります。

報告は以上でございます。

**〇品田委員長** ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(挙手する者あり)

**〇品田委員長** 高橋ひでとし、江川、中村、能登谷、横山各委員から発言する意向が示されておりますことから、発言順については大会派順に行うこととし、発言場所は質疑席で行うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

〇品田委員長 それでは、そのように実施することといたします。 それでは、高橋ひでとし委員、質疑席への移動をお願いいたします。 御発言願います。

**○高橋ひでとし委員** 再発防止策のポイントは、私は、①市教委と学校長の権力関係をどのように 改善するのか、②いじめである客観的な事実を重大な非行事故などと称して、殊さらにいじめと認 めようとしない学校現場の体質をいかに改善するのかにあると考えています。

そこで、これら2点の改善のために、今回、市教委はどのような対策を検討されたのか、そういう大きな視点を踏まえて、本件検証及び再発防止策の当該文書に従い、一つ一つ、順を追って、個別具体的に質問しますので、抽象的ではなく具体的に御回答をお願いいたします。

まず1つ目、市教委の対応についての検証でございます。(1) いじめの重大事態への対応を行わなかったこと、ア、いじめの認知に至らなかったことについて質問します。同文書中、重大な非行事故としての認識はあったが、いじめとしては認知していなかった旨の記載があります。

かかる意識的な文言の使い分けについて、重大な非行事故の定義、いじめと重大な非行事故の相違点、認識と認知の違いについて、おのおの御説明ください。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 重大な非行事故とは、犯罪や触法行為、虞犯、不良行為などの中で、被害性や波及性が大きい事故であると認識しております。また、重大な非行事故の中には、被害児童生徒が一定の人的関係のある児童生徒から心身の苦痛を感じる行為を受けるなど、いじめの定義にも該当する事案があるものと認識しており、本事案についても、重大な非行事故としての対応だけではなく、いじめとして認知する必要があったものと考えております。

認識と認知の違いにつきましては、認識は、一般的な言葉として使用しており、認知については、 国の基本方針の5、いじめの定義において、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、 法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行うとあることや、文部科学省の調査において、学校 がいじめと判断した事案の件数について、認知件数という呼称ともなっておりますことから、法に 定められるいじめの定義に当てはまる事案であると判断することの意味で使用しております。

なお、次年度から、いじめの適切な認知に向け、学校が把握したいじめやいじめの疑いを含む全件について、事案の概要や認知の有無等を定期的に教育委員会に報告させるなど、学校の判断に委ねるのではなく、教育委員会が主体性を持って対応する仕組みを構築してまいりたいと考えております。

**○高橋ひでとし委員** 最後のなおの話がすごく重要で、結局、これまでは、学校がいじめという認知をしたもの、それについてだけ市教委に報告されるというシステムだったと。ところが、今後は、いじめの可能性がある、そういう事実についてもちゃんと市教委に報告しなきゃいけないというルールに変えるということで、それはつまり、事実認定自体をずっと学校側に委ねていたものを、その事実認定の妥当性そのものも市教委が判断する、そういうようなシステムに変えるということ、まずはそれでよろしいですかね。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** そのような仕組みに変えていきたいというふうに考えております。

**〇高橋ひでとし委員** その上で、今お話ししたとおり、重大な非行事故という定義が、例えば丸で

あるとします。それで、いじめという定義が、また丸であるとします。これが、それぞれ別に存在 しているのか、それとも重なっている部分があるのか、それとも包含されているのか、そこの関係 性をちょっと明らかにしてください。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 重大な非行事故といじめにつきましては、2つの円の重なる部分があるということで認識しているところであります。

○高橋ひでとし委員 そうすると、重なっている部分については、従前、学校が市教委に報告する 義務があったということになると思うんですけど、重ならない部分で、重大な非行事故に該当する 部分、何か、月が欠けている部分みたいな、その点についてはどういう対応になるんですか、今後。 ○末木学校教育部教育指導課主幹 重大な非行事故につきましても、学校からの報告を教育委員会 で受けることになっておりますので、そういった中で対応してまいりたいということで考えており ます。

**〇高橋ひでとし委員** それは、これまでとは違うところということで理解してよろしいですか。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 非行事故の報告につきましては、従前から行われたものでございます。

**○高橋ひでとし委員** だって、今、これまでいじめと認定されたものしか報告が上がってこなくて、 今後、可能性があるものについても報告されますよっていうふうに変えるって話ですよね。そうす ると、その可能性があるものっていうのは、重大な非行事故の、何か、月が欠けたような部分、そ れも今後は報告されるっていう話なんじゃないんですか。そうじゃないの。

- **〇末木学校教育部教育指導課主幹** そのように全件を把握していくということでございます。
- **〇高橋ひでとし委員** そうすると、今後は、今まで報告されていなかった、可能性のある部分についてもちゃんと報告されるということでよろしいんですね。
- **○末木学校教育部教育指導課主幹** はい、そのように報告いただき、しっかり対応してまいりたい と考えております。
- **○高橋ひでとし委員** 次に、当該いじめ認知に至らなかったことについての再発防止策として、市 教委による上部組織として学校を適切に管理する体制の構築という記載があります。この上部組織 として学校を適切に管理する体制の構築とは具体的にどのような内容か、御説明ください。
- **○末木学校教育部教育指導課主幹** 本事案について、いじめの認知に至らなかったことの再発防止に向けては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に示された教育委員会の役割等に関することやいじめに関することなど、また、法令に基づく権限と義務について、教育委員会職員を対象とした研修を計画的、継続的に実施してまいります。

また、次年度からは、学校教育部内にいじめに専属的に対応する部署を設置し、その部署において、法令に基づき、毅然とした指導、指示を行うなど、教育委員会として学校を適切に管理する体制を構築してまいりたいと考えております。

**○高橋ひでとし委員** 研修をしっかりやるっていうのと、それから、専属する部署を学校教育部内 に設置する、そして、毅然として対応していく、そういうことだと理解いたしました。

そして、次に、その再発防止策としての当該研修についてなんですけど、教育関係者に対する研修と記載されているんですが、その教育関係者とは誰で、それから、研修の具体的な内容はどんな研修をするつもりなのか、それから、当該研修が一過性のものにすぎず、終わってしまったみたい

な乗りではなくて、その継続性を維持するために、具体的にどのような方策をおのおの検討されているのか、明らかにしてください。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 再発防止策⑨で示している教育関係者とは、学校の教職員であり、研修の具体的内容は、いじめ防止対策推進法や文部科学省の資料等に基づく、いじめ事案への適切な対応の在り方等についての理解を深めるものとすることを検討しております。

また、継続性維持のため、いじめに係る各種研修会を旭川市教育研修計画に位置づけるとともに、各学校における校内研修の実施を市の基本方針に位置づけてまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員 次に、重大事態として対処する組織体制が整備されていなかったこと、この点に対して、再発防止策としては、国のガイドラインにのっとった旭川市いじめの重大事態対応マニュアル (仮称) を策定するとのことですが、国のガイドラインと市独自のガイドラインが一緒じゃ何の意味もないんで、策定の具体的相違点について、個別具体的にその相違を明らかにしつつ、御説明ください。

○末木学校教育部教育指導課主幹 市の重大事態対応マニュアルは、旭川市いじめ防止等対策委員会から調査報告書において示していただいた骨子案を参考にしながら作成してまいりたいと考えております。骨子案には、重大事態の定義や重大事態の判断について、重大事態への対応について、再発防止に向けた取組についてといった項目が示されており、市のマニュアルの策定に当たっては、重大事態への対応において、緊急支援チームの派遣等市教委による学校への支援など、市独自の取組などを記載することを検討しております。

**○高橋ひでとし委員** マニュアルをつくるのはいいんだけど、実際にマニュアルを運用しなかった、 それを活用しなかった、もしくは、それを見て見ぬふりをした、そういうことは十分考えられる事 案で、それに対する具体的な対応をどうするつもりですか。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 先ほどの答弁でもお示ししましたが、次年度からは、いじめの 疑いのある案件も含めて全件把握したいというふうに考えていますので、そういった中で、こうい ったマニュアルの扱いについて適切に行われていない場合等につきましては、適宜、適切に指導し てまいりたいということで考えております。

**〇高橋ひでとし委員** 要するに、現場がしっかりできているかどうか、やっているかどうかってい うのを市教委がしっかりチェックする、そういう体制を構築するということでよろしいですね。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** はい、そのような体制を構築してまいるというふうに考えております。

**○高橋ひでとし委員** 次に、その重大事態として対処する組織体制が整備されていなかったことに対する再発防止策として、被害生徒や保護者に寄り添う専属の担当者を学校に1名配置することとされていますが、これはすごく重要な制度なので、この専属の担当者の任命権者、それから地位及び権限及び教員資格の要否、さらに、いじめ問題が発生した場合の当該担当者の役割について、具体的に御説明ください。

○末木学校教育部教育指導課主幹 再発防止策⑤-2で示している専属の担当者につきましては、被害児童生徒や保護者に寄り添うことに加え、いじめの疑いがある事案の情報収集の窓口となるほか、いじめアンケートの集約、いじめ対策組織会議の記録やいじめ認知報告書の作成及び教育委員会への提出、教員研修の企画や運営など、学校のいじめ対策を中心になって担う役割を想定してお

り、岐阜市のいじめ対策監の取組を参考にして配置を検討しております。

任命権者につきましては、旭川市教育委員会であり、会計年度任用職員として退職教員を配置できないか検討しております。専属の担当者は、校長の監督の下で業務を行うこととなりますが、教育委員会が担当者を対象とした研修を定期的に実施し、資質向上を図ってまいりたいと考えております。

- **〇高橋ひでとし委員** 1校1人をマストで配置するということなのかっていう点と、それから、当該担当者の権限をもう一度明らかにしてください。
- **○末木学校教育部教育指導課主幹** 次年度以降、どういった配置をしていくかというのは、今後の予算要望も含め、検討していかなければならないというふうに考えておりますが、現在のところ、次年度はモデル校を設けて取組を進めてまいりたいと、また、それ以降の年につきましては、その成果と課題を含め、どういったことが必要なのかということを検討してまいりたいということで考えております。
- **○高橋ひでとし委員** だって、岐阜は1校に1人必ず配置して、びったりひっついて現場を確認している、そこにメリットがあるんですよね。なのに、モデル校がどうだこうだとかと言って、結局最後に、じゃ、もうやっぱり全校配置をやめましたって、そういう可能性もあるってことですよね。その点どうですか。
- **○末木学校教育部教育指導課主幹** 次年度以降、モデル校の成果と課題を把握してということなので、現状で諦めるとかなんとかっていうようなことはちょっと判断できないというふうに考えております。
- **〇高橋ひでとし委員** その配置された人の権限は、じゃ、どういう権限なんですか。
- **○末木学校教育部教育指導課主幹** 配置された専属の担当者につきましては、校長の監督の下でいじめの対応等の取組を進めていくということになると考えられます。
- **○高橋ひでとし委員** 今回、私は議会でも質問しました。当該学校の校長先生が、市教委からの様々な助言とか指導に対して、もう感情的に突っぱねて、最後はもう、自分らは知らないからおまえら勝手にすれみたいな、そんなようなこともあったと私は理解しています。

そのように、学校長の下に、しかもその監督の下にいるいじめ対策監なら何の意味もないんじゃないかと思うんですが、その点どうでしょうか。

- ○末木学校教育部教育指導課主幹 先ほど答弁いたしました専属の担当者の研修につきましては、月1回程度の実施を予定しておりますが、その中で、各学校の取組や課題の交流を行うことも考えておりまして、市教委として課題を把握した際には、学校に指導を行ってまいりたいというふうに考えておりますし、校長会議において、各校長に専属の担当者の業務の役割等の理解の徹底を図りまして、専属の担当者が適切に業務を推進できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。 ○高橋ひでとし委員 もう一回質問します、もう一回。権限はどういう権限なのか、それから、校長生の監督下に置かれることの問題点をどう解消するのか。この2点について、明確に答えてください。
- **〇末木学校教育部教育指導課主幹** 権限につきましては、学校の職員ということになりますので、 やはり校長の監督の下で行っていくということになると考えております。

また、先ほどの答弁と重なりますが、様々な研修等や校長会議を通して、専属の担当者が業務を

適切に推進できる環境づくりを進めてまいるということで考えているところでございます。

**〇高橋ひでとし委員** 要するに、今の段階では上辺だけ、形だけで、実質的に何かその担当者が有効に機能するようなことは市教委としては考えていませんという、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 次年度、モデル校を実施するというふうに考えておりますので、そういった中で成果や課題も把握しながら、もし課題があった際には、その課題をどういったことで解消できるかということについても検証しながら、このいじめの専属の担当者が、適切に、いじめの認知等を含めしっかりと対応できるよう取組を進めてまいりたいということで考えております。 ○高橋ひでとし委員 もう一回、最後に聞きますよ。学校長といじめの担当者が対立したとき、市教委はどう対応するんですか。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** その情報が入れば、その状況をしっかりと確認し、適切にいじめの対応が各学校でできるよう指導助言を行ってまいりたいということで考えております。

**〇高橋ひでとし委員** もう一回聞きますよ、もう一回。学校長といじめの担当者が対立したとき、 市教委はどのような指導をするんですか。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** その対立の状況というのがどういった状況なのかということにもよるのかなと思いますけれども、やはり、子どもに寄り添っていじめの認知が適切に行われていないという場合については、例えば、それが、校長のほうが誤った考え方ということであれば、教育委員会がその情報を把握した時点で、しっかりと適切にいじめを認知するよう指導助言を行ってまいりたいということで考えております。

**〇高橋ひでとし委員** 次に、学校への指導性が脆弱だったことについて質問します。

市教委の主体的に取り組む姿勢が欠如していたという点に対して、再発防止策としての市教委による上部組織として学校を適切に管理する体制の構築の具体的な内容として、人事、組織の在り方について再検討するとのことですが、どのような人事、組織の在り方をどのように再検討する見込みであるのか、その具体的な内容を御説明ください。

**○眞田学校教育部次長** 本事案について、学校への指導性が脆弱であったとの検証に基づき、再発の防止に向け、教育委員会が学校への指導を行うに当たり、人間関係等の要因が影響していると思われることのないよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律や、いじめ防止対策推進法等の法令に基づく権限と義務等について、研修などを通じて再確認してまいります。

また、次年度から学校教育部内に設置を予定しているいじめに専属的に対応する部署において、 先ほども答弁させていただきましたが、学校が把握したいじめやいじめの疑いを含む全件について、 事案の概要や認知の有無等を定期的に教育委員会に報告させるとともに、報告内容が法に基づく判 断となっていない場合においては、学校に対し、判断の見直しについて毅然と指導、指示するなど、 学校の判断に委ねるのではなく、教育委員会が主体性を持って対応する仕組みを構築してまいりた いと考えているところでございます。

**○高橋ひでとし委員** 今お話があった、再発防止策としての研修についてなんですが、教育関係者とは誰で、研修の具体的内容及び継続性維持のための方策について、おのおの、学校への指導性が脆弱だったこと及び主体的に取り組む姿勢が欠如していたという視点から、どんな研修をするつもりであるのか、明らかにしてください。

**○眞田学校教育部次長** 教育関係者とは教育委員会職員であり、研修の具体的内容につきましては、いじめ対策について先進的な取組を行っている自治体の調査を行うことを考えているところでございます。また、先進的な取組を行っている自治体から学んだこと、またそういったシステム等について学んだことを教育委員会全体で還流し、本市のいじめ対策に反映させるとともに、いじめ問題の対応については、学校への指導力を強化し、いじめ問題に対し、市教委が主体性を持って取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○高橋ひでとし委員 その主体的に取り組む姿勢を強化するという見地からは、研修を行って個々人のモチベーションを高めるのはすごい重要なことだと思うんですね。ただ、じゃ、それが直ちに学校への指導性が脆弱だったことの解消につながるかというと、必ずしもそうではないと。つまり、間接的ではあるけど、直接的ではないんじゃないかなというふうに推察されます。その間接的であって直接的ではないという点に対して、よりもう一歩踏み込んで、その脆弱性解消のためにどのような方策を行う予定であるのか、明らかにしてください。

**〇眞田学校教育部次長** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育委員会の職務権限等を改めて確認する中で、学校に対しての毅然とした指導、指示、そういったことを教育委員会職員が強く自覚しながら、業務に当たるべきというふうに考えているところでございます。

**○高橋ひでとし委員** 今、お話があったのは、主観的な部分を強化するっていう話で、何か客観的な権限を定めるとか、そういう話ではないというふうに解釈できます。

これまでの議会での質疑等からは、本件いじめ問題が生じてしまった最大のポイント、本質というのは、市教委と教育現場、特に学校長との権力関係にあるものと思料しています。市教委の指導性強化にとって最も必要かつ重要なことは、市教委と学校長のかかる権力関係を正視し、真正面から見て、その人的関係性の見直しや改善、さらに、学校長への指導力強化にあることは明らかです。今回、あえてこの点を殊さらに、何かよく分からない主観的な話ばっかりで無視して、客観的な部分については鋭意努力するみたいな、そういう抽象的な議論に終始し、かかる権力構造にメスを入れなかった理由及び今後の方針について御説明ください。

**〇辻並学校教育部次長** 事務の執行に当たりまして、人間関係等の要因が影響しているというふうに思われることのないよう、教育委員会は、改めて担うべき義務、役割、業務を再確認いたしまして、その専門性をしっかり身につけるとともに、今年度から、いじめ対策担当として、専門的な知識を有し、客観的な立場から指導を行うことができる人材として、道教委から割愛採用の学校教育部次長を配置しておりまして、今後も学校への指導力強化を図ってまいります。

また、教育委員会職員の人事評価におきまして、いじめ対応に関する学校への指導助言が適切に 評価をされるようにするなど、教育委員会内部のガバナンスの強化にも努めてまいりたいというふ うに考えております。

○高橋ひでとし委員 道教委からの次長採用とか、そういうのってあくまで外部的な監視体制に依存するという話で、市教委内部における内部統制強化、ガバナンス強化に基づく問題解決には全くつながらないんですね。やっぱりその点をぜひ正視していただいて、内部的なガバナンス、内部統制を強化し、そしてガバナンスを市教委自体がしっかり創設していく、このことが再発防止策のポイントであるというふうに私は考えていますので、その点について、改めて御検討いただくようお願いいたします。

次に、担当課内のいじめ対応の業務分担が明確でなかったということに対して、その再発防止策として、いじめに専属的に対応する組織の設置が挙げられていますが、この専属的に対応する組織の設置、これは従前、ずっと出ている話なんですけど、具体的にどのような組織であって、いかなる権限を有しているのか、具体的に明らかにしてください。

**○眞田学校教育部次長** いじめに専属的に対応する組織につきましては、学校教育部内に設置することを考えており、その部署は、年間を通じて、いじめ対策の業務を推進し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律やいじめ防止対策推進法の法令に基づく権限と義務等を踏まえ、学校への指導助言を行うことを考えております。

また、年間を通じて、校長会議等においていじめ対応に係る市教委の考えを伝え、学校にそういったことを実行させるなど、学校に対して毅然と指導、指示をしてまいりたい、そういった指導性を発揮してまいりたいと考えているところでございます。

- **○高橋ひでとし委員** 市教委が助言、指導を行う、この権限については、一般的、抽象的な権限として、現在も市教委は有しているわけです、権限としてね。それが機能しなかったので、今回どうしようかって話をしているときに、いや、担当部署を設けますと。でも、その担当部署の権限はこれまでと一緒ですでは、何の意味もないんじゃないでしょうかね。
- **○眞田学校教育部次長** 今、委員から御指摘のあったことにつきましては、地方教育行政の組織及 び運営に関する法律やいじめ防止対策推進法等の法令に基づき、法の範囲内において教育委員会が 持つ職務権限に基づいて、指導性をしっかりと発揮していくというところを強めていきたいという ふうに考えているところでございます。
- **○高橋ひでとし委員** だから、問題はその指導性をいかに強化するかっていう話で、助言、指導だけじゃ駄目なんじゃないですか。ちゃんとした適法な勧告権限までしっかり付与した強固な組織を 創設すべきなんじゃないでしょうか。
- **○眞田学校教育部次長** 教育委員会といたしましては、先ほど述べた、法に基づく範囲の中で対応 していきたいというふうに考えているところでございます。
- **〇高橋ひでとし委員** 勧告権限を定めることは全く違法ではないんですが、じゃ、法に基づく範囲内として、勧告権限を定めることも検討するということでよろしいんですね。
- **○眞田学校教育部次長** そういったことにつきましても検討してまいりたいというふうに考えております。
- **〇高橋ひでとし委員** 次に、外部の専門家からの支援体制が構築されていなかったことに対して、 再発防止策としての緊急支援チームの創設について、学校とは誰なのか、誰からの要請を条件とす るのか、学校長を言うのか、当該担当教員のみでも足りるのかとか、あと、助言、指示、直接的な 支援とは、おのおの具体的にいかなる内容を想定しているのか、御説明ください。
- **○眞田学校教育部次長** 市独自の緊急支援チームの創設につきましては、現在、緊急支援チームに必要な構成メンバー等の組織体制等について、市長部局と検討を進めているところであり、具体的な制度や内容等につきましては、今後決定されるところではありますが、現時点では、学校では解決困難な事案等に対して、法律や心理の専門家の視点から助言や指示等を行うことを想定しているところでございます。

また、学校からの要請につきましては、学校教育法において、校長が校務をつかさどるとされて

おりますことから、校長の判断で行われるものとなりますが、事案によっては市教委の判断で実施 することも想定しているところでございます。

**〇高橋ひでとし委員** 次に、学校の対応についての検証について質問します。

学校いじめ対策組織が形骸化していたことに対して、その再発防止策として、いじめの事実確認から対応に至るまでのシステムの確立というものを挙げています。具体的にいかなるシステムをどのように確立する見込みであるのか、具体的に御説明ください。

○辻並学校教育部次長 いじめの事実確認から対応に至るまでのシステムにつきましては、学校いじめ対策組織への報告や組織的な対処等について、既に市の基本方針においてマニュアル化して示しているところではありますが、組織が形骸化していたとの今回の検証に基づきまして、10月17日に臨時校長会議を開催いたしまして、各学校において、教員が組織に報告せず抱え込んでいる事案がないか確認することや、学校いじめ対策組織の開催頻度や役割等について、改めて検討することなどについて、指示をしたところでございます。

今後につきましては、対策委員会から調査報告書で示していただいた案を参考にいたしまして、 いじめの兆候の発見から組織的な対処、再発防止に向けた中長期的な取組までの一連の適切な対応 の徹底に資するよう、早期発見・事案対処マニュアルを改定し、各学校に周知をしてまいります。

また、先ほども答弁をさせていただきましたが、学校からの報告を求める案件の範囲を拡大いた しまして、問題があれば、教育委員会がしっかりと指導助言をする、そういった流れについても本 マニュアルに位置づけてまいりたいというふうに考えております。

- **○高橋ひでとし委員** 同様に、学校と市教委の連携の下での組織的システム創設を挙げていらっしゃいますが、具体的にいかなるシステムをどのように確立する見込みであるのか、具体的に御説明ください。
- **〇辻並学校教育部次長** 組織的システムの創設につきましては、いじめの発見、対応に遅れが出ないように、月1回以上、定期的に学校いじめ対策組織を開催することや、ハイリスクケースの早期発見、早期対応のため、市教育委員会職員が学校いじめ対策組織に参加することなどについて、旭川市いじめ防止基本方針に明記をいたしまして、各学校への周知徹底を図ってまいりたいと、そのように考えております。
- **○高橋ひでとし委員** 最大の問題というのは、いじめの事態が客観的に存在しているにもかかわらず、学校が事なかれ主義に走って、殊さらに、いや、これはいじめではないとかと否定して、単なる非行事故だと認定してしまう、その対応にあるはずです。それは、いじめ認知を当該教員の評定との関係でどのように位置づけるかという点が重要なものと考えられます。かかる点に対する対策というのはないのでしょうか。ないとすれば、それはどうしてでしょうか。
- **〇佐藤学校教育部学務課教職員担当課長** 旭川市立小中学校に勤務いたします教職員の人事評価に つきましては、北海道教育委員会が策定しております市町村立学校職員の人事評価に関する要綱に 基づき実施しておりまして、教員の人事評価に当たりましては、様々な着眼点がございますが、いじめ対応につきましても評価項目の一つに位置づけられているところでございます。

具体的には、いじめを積極的に認知し、情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく的確に対応したかどうかについて、評価を行う際に考慮すべき具体的な行動例として示されているところでございますが、いじめの再発防止に向けましては、いじめ対

応に関わる教員の評価を適切に実施するということは大変重要でありますことから、評価を受ける側の教員、それから評価を行う側の管理職の双方に対しまして、このことについては特に重点的に周知徹底を図り、いじめ対応に関わる教員一人一人の取組が適切に評価されるよう努めてまいります。

**○高橋ひでとし委員** それはこれまでと一緒ですよね。何か変わったことはあるんですか。今回変えようとしていることは何かあるんですか。

**○佐藤学校教育部学務課教職員担当課長** 先ほど申し上げました具体的な行動例ということで、1 つお示しした部分がございますけれども、こういったいじめの対応に係る評価に当たってのポイントといったようなものを何かちょっと分かりやすく学校のほうに示すというようなことができないかどうかということについて、検討しているところでございます。

**○高橋ひでとし委員** それだけなんですかね。非常に重要なポイントであるにもかかわらず、それだけで話を終わろうとするんですかね。

問題は、そういうシステムが存在していて、従前と一緒であるということであれば、その運用面をどうするかって話なんじゃないですか。具体的に、ちゃんとガラス張りにして、しっかりとした運用をしていく、そういうことが重要なんじゃないでしょうか。そのために何をすべきか、具体的にどのように担保しようとしているのか、その点について御説明ください。

○佐藤学校教育部学務課教職員担当課長 この人事評価の適正な実施といった部分をいかに担保するかというお話でございますけれども、現在、このいじめ対応が、一つ重要な課題というふうになっておりますので、この点について、先ほど申し上げたように、分かりやすい形で評価のポイント等を示すということのほか、あるいは、仮に、評価結果に対して疑問を感じるような教員がいた場合に、市教委のほうでそういった申出を聞いて、評価者と評価を受ける側の教員、それぞれに聞き取りを行うなど、そういったことをしっかり行いながら、改めまして、こういった人事評価が適切に実施されて機能するような運用を実施していきたいというふうに考えております。

**○高橋ひでとし委員** 結局、何も考えていないってことじゃないですか。これから、この運用面が 非常に重要になってくるので、この点について、しっかりガラス張りにして、問題があったときに はしっかり適切に運用できるようにする、このシステムの構築をちゃんと検討していただくように お願いしたいと思います。

最後に少しだけ、先日、問題があった中学校で保護者説明会が行われた旨の報道がありました。 先ほど御説明があった内容のとおりです。いじめの再発防止策策定においては、市民、保護者の 方々の不安を解消し、その信頼を得ることが必要不可欠であり、本説明会がその趣旨に沿って適切 になされたか否かも今後の市教委の在り方を検討するに当たり必要不可欠と思料します。

そこで、同保護者説明会について質問します。同保護者説明会に説明者として、当該問題が起こった当時の担当教員、教頭、それから、当時の学校長は参加したのか。しなかったとすれば、その理由はどこにあるのか、御説明ください。

**〇辻並学校教育部次長** 11月18日に開催した保護者説明会におきましては、当時の担任及び当時の校長は参加しておらず、一方、教頭は参加しております。

本説明会につきましては、先ほども申し上げましたとおり、対策委員会による調査で明らかとなった本件重大事態の事実経過とともに、今後の学校のいじめ防止対策や生徒の安全確保の取組など

について説明し、当該学校の保護者の不安解消を図るために開催したものでありますことから、現職の管理職が参加し、説明等を行ったものでございます。

**○高橋ひでとし委員** 保護者の不安を解消するという趣旨からは、当該問題が起こったときの教員 の方々がどのようなことを考えて、どのような対応をして、それがどのような問題を生じさせたの か、そこを明らかにする必要があると思います。特に、本件において、当時の学校長が当該説明会 に参加しなかったというのは、私は重大な問題だと考えています。

今後、同様の説明会が開催される際に、当時の学校長を市教委として呼ぶ意向があるのかどうか、 もちろん、参加するかどうかは向こうの任意でしょうけど、その点について質問します。

**〇品田学校教育部長** 今、答弁させていただきましたように、今回は、主に再発防止ということで、 在校生の保護者を中心に説明させていただいたということでございます。

お話にありましたように、今後、そのような説明会の開催ということになるのであれば、当然、 どういった出席者で、どういった説明をすべきかということを十分検討して考えていきたいと考え ております。

- **〇高橋ひでとし委員** 結論として、同様の説明会を開催する場合には、当時の学校長を呼ぶのか呼ばないのか、市教委としてです。そこを明らかにしてください。
- **〇品田学校教育部長** 当然、説明すべき内容ですとか、そういったことによりまして、呼ぶ必要があるということが判断されれば、呼ぶということも検討したいと考えております。
- **○高橋ひでとし委員** 当時の問題をしっかり保護者に説明して、その不安を解消するために、当時の学校長は説明責任があるんじゃないでしょうか。
- **〇品田学校教育部長** 現在のところ、そういったことまでは考えていない、検討はしていないところでございます。
- **○高橋ひでとし委員** 説明責任があるのか、ないのか。
- **〇品田学校教育部長** 当時の校長はもう既に退職をしておりますし、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、どういった内容のことについての説明なのか、当時のことについて明らかにする、説明をするということが必要であるということであれば、そういったことも含めて考えたいと思っております。
- **○高橋ひでとし委員** 今回の説明会の趣旨というのは、当時の状況について、保護者に事情を説明 し、その保護者の不安を解消するということに趣旨がある、その点については先ほど御説明いただ いたとおりです。それと同じ会が行われるという前提で質問しますが、その際、当時の学校長には 説明責任はないんでしょうか。
- **〇品田学校教育部長** 今回も判断したように、当時の学校長を呼んで説明していただくということまでは考えていなかったところでありますし、今後のことについても、繰り返しになりますけれども、説明する内容等も含めまして、そういったことが必要であると考えれば、当然、当時の元校長についても、来ていただいて説明をしていただくということは考えなければならないと考えております。
- **〇高橋ひでとし委員** 何でかばうんですか、前の学校長を。
- **〇品田学校教育部長** 別にかばうとかそういうことではなくて、もう既に退職しているということ もありますし、今回示されたいじめの6項目プラスアルファの部分については、市教委もしくは学

校のほうからきちんと説明をさせていただいたというところでございます。

○高橋ひでとし委員 当時の学校の対応に問題があった旨は、最終報告書に明示されていますよね。 当時の学校の対応についての最高責任者は学校長ですよね。当該学校長が、当該問題についての説明を行う、その説明会に参加しないのはおかしいんじゃないですか。説明責任を全うしていない。 市教委としても、そのような説明責任違反に対して加担していると言われても仕方がないんじゃないですか。

○品田学校教育部長 答弁の繰り返しになりますけれども、今回の説明会におきましても、我々の 判断といたしましては、あくまでも調査報告書のいじめの状況、いじめがあったという6項目プラ スアルファの部分についての説明と、それから、再発防止、こういったものに主眼を置いて説明し たということでありましたので、特に、元校長について、来ていただいて説明をするというところ までは考えていなかったところでありますし、今後、そういった場面が必要であるということであ れば、当然、そういった形で話をして、説明をしていただくということも考え得るものと考えてお ります。

○高橋ひでとし委員 最後に、同説明会を非公開とした理由はいかなる点にあるのでしょうか。教育行政における問題、課題の把握、特に保護者の方々の生の要望というものを聴取する上で、我々市議会議員が同説明会に、発言はしないで傍聴だけするために参加して、そのような行政需要を把握するというのは、私は必要不可欠であると考えています。それを認めない理由及び今後の方針について説明してください。

**〇品田学校教育部長** 同説明会につきましては、さきに答弁申し上げましたとおり、当該学校の保護者の不安解消を図ることを目的に開催をしたというものでございます。また、参加された保護者の方が忌憚なく意見等を述べることができるよう、今回は非公開という形で開催をさせていただきました。

今後、教育委員会が同様の説明会を主催し、原則非公開とする場合でありましても、市議会議員 の傍聴参加につきましては、その意義等も踏まえまして、その都度、検討していきたいと考えてお ります。

○高橋ひでとし委員 保護者の方の不安解消っていうのは、その不安って何があるかというと、個別具体的な学校に対する不安だけではなくて、旭川市の教育行政全体に対する不安、不信感なんじゃないでしょうかね。そうすると、そのような問題を解決するためには、当然、我々議員が参加して、そのような行政需要や様々な問題を聴取する、その上で、それを議会にちゃんと反映する、このことは必要不可欠なんじゃないかと思料します。

意見についても、それは、個々人の個人情報の保護とかプライバシーの話なんでしょうけど、あらかじめ、その参加者に、こういう人が参加して、それをちゃんと議会に反映させるようにしますが、それでオーケーですかという承諾をもらっておけば何の問題もないはず。手続の問題なんです、要するに。そのような手続上の問題とか、それから、実際には我々が参加しなきゃいけないようなことを不安解消という抽象的な理由でうやむやにする、これはまさに市教委の秘密主義の表れではないかと私は解釈します。その点について、最後に御説明ください。

**〇品田学校教育部長** 答弁が繰り返しになりますけれども、委員から今お話をいただきました内容 等も含めまして、その都度、適切に判断していきたいと考えております。 **〇高橋ひでとし委員** 最後にもう一回だけ。

今後、検討した上で必要があれば、我々の参加を認めてくれるというふうな理解でよろしいですか、必要があれば。

- **〇品田学校教育部長** 検討した中で、そうした必要がある、そういったことが適正であると考えたときには、当然、そういったことも考えていかなければならないと思っております。
- **〇高橋ひでとし委員** ちょっと待ってください。考えていかなきゃならないのと、そういうふうに 考えるのとは全然違うんですけど、そこはどっちなんですか。
- **〇品田学校教育部長** 適正であると判断すれば、そのようにいたします。
- 〇高橋ひでとし委員 終わります。
- 〇品田委員長 次に、江川委員。御発言願います。
- **○江川委員** なるべく端的に、12時までに終わるようにと思って、お話を伺ってまいりたいと思います。

報告案件に関して、その範囲の中で何点か伺いたいと思いますが、総合教育会議の議事録等も確認をさせていただきました。本日、御報告いただいた内容と多くは変わらないかなと思っているんですけれども、その中の発言で、そして、ここの中にも書いてあります、2ページの部分ですね、一連の事案がいじめとして認知された場合、重大事態として対処することにより、事案が広く知られるようになり、当該生徒がより大きな精神的苦痛を感じ、通常の学校生活を送ることができなくなることなどへの懸念というふうにあります。

こちらは、生徒同士の関係によりいじめの認知には至らなかったってこれまで説明を受けていたように思うんです。ですから、真意をはかりかねています。なぜ、突然、事案が広く知られないようにっておっしゃったのか、その真意と見解をまずお示しいただきたいと思います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 当該の発言につきましては、本件重大事態における市教委の対応についての検証結果として、当時、市教委から当該の学校に対し、積極的にいじめを認知するよう働きかけを行うことができなかった原因の一つとして記載しているものであり、本事案をいじめの重大事態として調査することとなった場合、転校先の学校で新しい学校生活を送ろうとしていた当該生徒が、性に関わる被害を受けたことなどが広く知られてしまう可能性があり、一層の精神的苦痛を受けることなどが懸念されると考えたことについて説明したものであります。

旭川市いじめ防止等対策委員会の調査報告書においても御指摘を受けたとおり、こうした考え方を理由に重大事態としての対応を行わないことは、いじめ防止対策推進法や国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに反するものであり、不適切な判断であったと深く反省しております。 〇江川委員 そもそもこのガイドラインに違反しているんだよというところが今回は前提にあるんですけれども、この重大事態の調査については、広く知られないような工夫をして調査を行うことが可能でしたね。それは、今回報告している調査の手法や報告書の黒塗りなんかからも理解できるところなんですけれども、そのことに関しての見解を伺いたいと思います。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 委員御指摘のとおり、ガイドラインにおいても、重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であると記載されており、保護者と協議の上、方法を工夫しながら調査に着手する必要があったものと考えておりますが、当時はそういった考えには至らず、反省して

いるところであります。

**○江川委員** そもそも、このガイドラインというのを一般の保護者がそこまで熟知しているかっていうと、それは難しいところだと思うんですよね。ですので、最初の段階で、学校側のほうにこういった意見が来ました、助けてくださいというような話が来ましたというときに、こういったこともできますよっていうのを説明すべき点でしたね、これはね。ですので、今後、その点をきちっとしていただきたいなと思います。

もう一点、具体的な方策について伺いますが、スクールロイヤーや医師の配置というような発言が出ていました。一般質問等で私もスクールロイヤーの必要性についてはお伝えしてきたところなので、必要な専門職だとは思っています。

教育委員会への設置となると、所管するのが小学校、中学校のみになりますね。そうなると、高校生ですとか、横断的な部分というのは、対応が難しいんじゃないかなっていうふうに感じるんですけれども、その点についての見解はございますでしょうか。

**○眞田学校教育部次長** 旭川市いじめ防止等対策委員会による提言を踏まえた市教委の再発防止策、 資料にもお示しをさせていただいておりますが、その再発防止策④-2として、困難ケースにおけ る学校の対応への支援を行うため、弁護士資格を持つ人材や医師などの専門家による組織体制の構 築に向け、検討を進めているところでございます。

基本的には、旭川市教委が行ういじめの問題に係る学校への支援につきましては、市教委が設置している小中学校を対象とするものでございますが、専門家がどのように配置され、どういった対応を行うのかなどの具体的なことにつきましては、今後、市長部局に設置予定のいじめ対策専門部署との関わりから検討してまいりたいと考えているところでございます。

**〇江川委員** 御答弁にもありましたし、この資料の中にも書かれています、学校の対応への支援ということで、言わば、学校の顧問弁護士のイメージでスクールロイヤーとおっしゃっているというところなんですね。

市長部局にいじめ対策専門部署の設置が求められたというこの背景の部分には、学校とは関わり合いのない人、いわゆる第三者に近い人に判断をしてほしいっていう、いわゆる被害を受けた児童生徒のそういった心情ですとか、あと、対応に、何ていうんですか、あまりよい思いをしていないから、学校ではなくて教育委員会や市長部局のほうに相談に訪れるわけですから、そういったことを考えたときに、やはりその対応に対してはすごく慎重になる必要があると考えます。

もう一点、いろいろなこともあると、やはり、加害児童生徒への懲罰を願うっていう感情がどうしても被害児童生徒にあるかなっていうところがあるんですよね。多くの教育委員会が設置しているようなスクールロイヤーというのは、学校の顧問弁護士です、やはり。ですが、やはり、今、旭川でも求められているスクールロイヤーというのは、子どもの話を聞いて、対応してくれる、そんな専門職、いわゆるその子どもの味方になってくれるというような専門職ですので、児童相談所等に配置されるような、子どもの代弁ができる、そういったスクールロイヤーだという点を指摘させていただきたいと思います。

では次に、最終報告と検証結果の説明に関して伺いたいと思います。これまで、様々な質疑の中でも、真実を明らかにしてほしい、そして、関係する周りへの説明とケアを求めてこられたところだと思います。そして、多くの署名とともに陳情も出されました。それはもう本当に全国的な部分

でした。

最終報告と検証結果の報告について、当時の関係者への説明はどのような形で、どのような申込 み形式で行われたのか、伺います。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 当時の関係者への説明につきましては、11月18日に当該の学校において、旭川市いじめ防止等対策委員会から答申された調査報告書により明らかとなった本件重大事態の事実経過とともに、今後の当該学校のいじめ防止対策や生徒の安全確保の取組などを説明し、保護者の不安解消を図ることを目的として開催したものであります。

説明会の参加対象者につきましては、当該学校に現在在籍している生徒の保護者と、本年3月に 当該中学校を卒業した生徒の保護者とし、案内の方法といたしましては、現在在籍している生徒の 保護者に対しては学校を通して、卒業した生徒の保護者に対しては、郵送で案内の文書をお渡しし、 それを通して申込みをいただいたというところでございます。参加を希望される方からは事前にお 申込みをいただき、名簿等により参加対象者であることを確認するとともに、当日の受付において も、あらかじめ代理人として連絡のあった御親族の方を含め、参加申込みのあった方であることを 確認した上で、会場への御案内を行っております。

**○江川委員** 答弁の中で、何点かありましたね。かなり厳重だなという印象があるんです。というのが、案内を渡しますよ、そして申込みを受け付けますよというところの中で、ふだん学校と関わっている側の保護者ですと、顔もよく知っているよということで、例えば、そうじゃない側の御夫妻とかで来たりとか、いろんな保護者が来たときに、分からない保護者のために名簿等で参加対象者であるということを確認したと。そして、当日の受付でも、そういったところから、親族の人も含めて全て参加申込みのあった方であるということを確認した上で会場に入ってもらっているということで、大変いろいろなことを考えながら行っているということは分かりました、理解いたしました。

ただ、当日の音声が有料会員サイトで共有されていますよというような連絡を多々いただくんで すけれども、それって事実でしょうか。

- **○末木学校教育部教育指導課主幹** 当該保護者説明会の音声の一部がインターネット上で視聴できる状況にあることについては承知しておりますが、詳細については把握していないところであります。
- **○江川委員** 流れているんだなっていうことは把握はしているよということで、それについて細かい部分までは確認をされていないということですね。そういったことに関して、先ほどからずっと言っていますね、御遺族であったり、参加された方が安心して発言、質問ができるように非公開にしたんだっていうふうにおっしゃっていますけど、もうそれがある意味では公開されてしまっていることに対して、心配や何らかの見解というのは示されていますでしょうか。
- **○末木学校教育部教育指導課主幹** 御遺族側には、当該学校における説明会の開催について事前にお伝えしておりますが、教育委員会に対し、委員御指摘の内容についての見解は示されていないところです。また、本説明会に参加した保護者等関係者の皆さんからも、これまでにお問合せ等は受けていないところです。
- **○江川委員** 言えないだけじゃないんですかねというのはちょっと思うところなんです。やっぱり 心配だと思いますし、何より子どもたちが声を聞いたことがあるというところは、やはり、いろん

なケアの面、心のケアだとか、あと日常生活のケアだとか、そういった面では、すごく慎重になる 必要があると考えています。特に言われていないということですけれども、実際には、卒業生の側、 郵送側の参加者というのは少なかったっておっしゃっていましたね。そういった理由があったんじ ゃないだろうかというのは一つ考えないといけないんじゃないかと思います。

音声の流出といった事例に関して、今後、どのように対処していくおつもりなんでしょうか。

○辻並学校教育部次長 本説明会につきましては、先ほど来答弁させていただいておりますとおり、 当該学校の保護者の皆様の不安を少しでも解消できるように、そういった趣旨で非公開により開催 したところでありまして、とりわけ、保護者の皆様の発言等は保護されるべきであると考えており ますことから、開会に際しまして、説明会の様子を動画や音声等で記録することや公開することは 御遠慮いただくよう、参加者にお願いするとともに、閉会の際にも、その旨を重ねてお伝えしたと ころでございます。保護者説明会の音声の一部がインターネットで公開されていることにつきまし ては、非公開とした趣旨を教育委員会として十分に伝えることができず、遺憾に思っておりますが、 個人情報の公開等の違法性がなければ、教育委員会として具体的な対応を行うことができないとい うのが現状でございます。

今後、同様の説明会などを開催するに当たり、非公開とすることを判断した場合には、非公開の理由や会の趣旨などについて、参加者の皆様に丁寧に説明をし、御理解と御協力をいただけるよう努めてまいります。また、音声が公開されていることにより、保護者の方々、また、子どもたちが不安に思っているといった状況がありましたら、委員御指摘のとおり、心のケアが必要だと思いますので、各学校において、面談や、また必要に応じてスクールカウンセラーによる相談支援を行うなど、努めてまいりたいと考えております。

**○江川委員** 実質的には、止めるすべというか、そういったものはやはりないんですよね。ですので、先ほどおっしゃったように、心のケアという面、それから不安になっているんだというところは、教員側のほう、そして学校側のほう、スクールカウンセラーなどを含めて、やはり支えていく必要があるんだというところは理解いたしました。

卒業生の関係者が少数であったということもあって、これは1日だけの説明会でしたから、その日にどうしても行けない用事というのは、人間誰しも、働いていたらあると思うんですよね。絶対重要だ、行きたいなと思っても行けないことって多々あると思うんです。そういったことも踏まえて、説明というのは、本当だったら複数回必要だったんじゃないかしらというのは、重要な説明ですので、そこはやはり配慮すべきだったんじゃないかと思います。学校行事ってなぜか1日だけで、そういった説明も、はい、説明しましたって言われることが多いので、そうではなくて、その日に行けない場合どうしたらいいのかっていうことを考えたときに、音声を取るっていうのは、周りの来られなかった保護者のために取った人だっているかもしれないし、それはもう本当に個人的な利用ではなくて、必要性があって取った人もいたかもしれないわけですよね。それがなぜか外に出ているというところは課題なんですけど、でも、そういう事情もあったかもしれない。そういったことを考えると、最終報告と再調査に係る事項等については、せめて卒業生の関係者、そして、全体ではなくて、クラス1つとか、そういった個別の説明が必要なのではないかと思うんですが、今後、そういった同じクラスとか、卒業生の部分というのは、どういった形で説明していくんでしょうか。〇辻並学校教育部次長本件重大事態に関わる調査報告書におきまして、いじめの加害と認定され

た関係生徒の保護者に対しましては、旭川市いじめ防止等対策委員会からの答申後、調査報告書と ともに、報告書の内容について説明する旨を記載した文書を併せて送付しておりまして、希望のあった関係生徒及び保護者に対し、個別に説明を行っているところでございます。

また、その他の卒業生でありますとか、地域の方々も含めまして、一堂に会した説明の場を設定するということにつきましては、現時点では考えておりませんが、御希望があれば、教育委員会において個別に、丁寧にそういったことにも対応してまいる考えでございます。

**○江川委員** 個別に対応は可能だということで、その点、ぜひ、卒業生の方たちに関しては、お知らせをしてあげてほしいなと思います。それはあくまで、今回の最終報告書に関わる事項ですので、個別のところは重要だと思っています。

そして、少なくとも新聞報道等で把握されていることだとは思うんですけれども、今回、聞き取りの対象であった生徒さんや同じクラスであった生徒さんというのは、やはり私は、細かい説明というよりは、別に説明が必要だと思っています。というのは、最終報告の説明の範囲内だと思うんですね。そして、これから再調査に向かっていく中で、もしかしたらまた聞き取りが行われるかもしれないということをお知らせする必要があると思うんですが、そういった説明の必要性についての見解をお示しいただきたいと思います。

**〇辻並学校教育部次長** 関係生徒に対する調査結果の説明についてでございますが、国のガイドラインにおきまして、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うことと記載されておりまして、教育委員会といたしましても、その必要性に鑑み、説明を行っているところでございます。

委員から御質問のありました、再調査に関わる説明ということでありますけれども、ガイドラインにおきましては、再調査を実施する際に、重大事態の調査の事項に沿って進めることと記載されておりまして、具体的な対応につきましては、再調査を所管する担当部局において判断されるものというふうに考えております。

**〇江川委員** 最後に1点、指摘をさせていただこうかなと思いました。

再調査に入っていく部分に関しては、再調査の担当課、いわゆるここの所管ではないところが行うよというようなことだったかと思うんですけど、これは、報告して終わり、そして、部署が変わったからっていう話ではないと思うんです。というのが、そもそも、今もう卒業してしまった子たちっていうのは、市教委の担当からは外れているんですよね。高校は市教委ではない、道教委のほうになってしまう。でも、やはりいろいろな報道の中で、何らかのケアは必要だと思っています。ですので、この中にもありました引継ぎの不足というところですね、現時点でそこの点は大丈夫でしょうかというのが心配なんですよ。なので、やはり、高校に進学をされていますけれども、ここで改めて丁寧な引継ぎ、それから、それぞれの当該学級の生徒への丁寧な説明を行って、そして進学先の高校のほうにもそのケアの継続というのをぜひお知らせしていただきたい、引継ぎをしていただきていと、その点を指摘させていただいて、私の質疑を終わらせていただきます。

**〇品田委員長** 12時になりましたので、ここで休憩に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

〇品田委員長 暫時休憩します。

.....

再開 午後1時00分

## 〇品田委員長 再開します。

御発言願います。

**〇中村委員** それでは、いじめの重大事態に係る調査報告書に関する市教委及び学校の対応の検証 と再発防止策について、伺っていきたいと思います。午前中にも2人の方の質疑がありましたので、 多少、ちょっと重複する部分もあるんですが、伺っていきたいと思います。

これまで市教委は、この最終報告書が出た場面で、様々、多くの議会質疑があったんですけど、 真摯に受け止めていきたいというような答弁をしてきたわけなんです。この報告書自体は163ページにわたる報告書ですけども、非常に市教委に対する見解というのは厳しいものがありまして、 やっぱり一番悪かったのはどこなんだっていうことで言えば、簡単に言えば、市教委に要因があったということを言っているような内容になっているのかなというふうに私も受け止めております。

まずは、この調査報告書に記載されている市教委の対応について、1点だけちょっとお伺いしたいなというふうに思っているんですが、報告書には、2019年7月23日から9月11日までの関係児童生徒の謝罪の場を設けた場面の経緯について、詳細が記載をされております。当初は、当該中学校、X中学校というふうに書いてありますけども、X中学校が主体的に動いて、関係するY中学校やZ小学校の関係児童生徒、保護者が、いずれも謝罪の意向があることを当該生徒の母親に伝えているわけですが、母親が弁護士を同席させたいことを伝えると、態度を硬化させていく、そういったような記載があります。市教委として、母親の意向を尊重した対応を取ろうとしていますが、当該中学校であるX中は、ことごとく拒否をすることも時系列で出ているわけです。8月2日の当該中学校、X中学校と市教委のやり取りが、調査報告書68ページ後段に記載されておりますが、69ページに、市教委は、X中に以下のとおり伝えたとあります。⑦、②、⑤というふうになっていますけど、⑥のところで、「学校外で発生していることではあるが、いじめ事案であるなら、学校が当然対応すべきことになる。市教委とX中は、謝罪の場を学校としてもつこと、その方法についてX中がさらに検討することを確認した。」というふうにありますけれども、この記載は事実ということでよろしいでしょうか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 調査報告書に記載のあった8月2日の市教委とX中学校のやり取りにつきましては、「学校外で発生していることではあるが、いじめ事案であるなら、学校が当然対応すべきことになる」との発言も含めて、当時、教育委員会が作成した対応記録も残っており、事実であります。

**〇中村委員** 事実ということをお認めになられたわけですが、2019年8月2日の時点で、いじめ事案ということを市教委が自ら発言しているわけです。これまで市教委が一貫して答弁してきた、いじめの認知には至らなかったということとの整合性について、御説明いただきたいと思います。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 教育委員会職員の当該の発言につきましては、当時、いじめの 認知の判断は学校で行うものとの認識があり、教育委員会として、いじめの事案であると断定した ものではなく、いじめの認知には至らずとも、いじめが疑われる事案として、学校いじめ防止基本 方針に基づくいじめへの対処に準じて学校が対応すべきものであるとの趣旨で行ったものでありま す。

○中村委員 今の答弁というのは、すごい重要な部分を含んでいると思うんですけども、当時の市教委は、いじめの認知の判断は学校が行う、学校で行うものとの認識だったというお答えですが、これこそが問題だったと思います。そして、市教委はいじめを断定したものではないというふうに、今、言いましたけども、もう一度、先ほどの69ページに記載されている市教委が学校に話した内容というのが、「学校外で発生していることではあるが、いじめ事案であるなら、学校が当然対応すべきことになる」、こうやって言っているんですよね。ある意味、もういじめを断定しているような言い方だというふうに私は思います。

ただ、今、市教委のほうで答弁いただいたのは、いじめは断定していないけども、いじめが疑われている事実ということは認められたというふうに思うんですよね。本来、疑いがある段階でいじめの重大事態の調査に入らなければならないことを市教委の誰も理解していなかったことは、いじめ防止対策推進法で定めた重大事態の対応ガイドラインを誰も真剣に見ていなかったことを裏づけるものだというふうに思います。そうした点は、当然、この最終報告書でも厳しく指摘をされているところだと思いますので、いま一度、ちょっとそこの点を確認させていただきました。

学校及び市教委の対応についての検証の総括ということもこの報告書には出ておりますけども、大変厳しい内容ですよね。「市教委は、法やガイドライン等の基礎的な理解を欠いていた。そして、法が制定されてからも、市教委がいじめ問題への意識を抜本的に見直すようなことはしてこなかった。そのため、重大事態への備えは無きに等しいものとなっていた。」。学校の対応も、いじめに関する法制度の理解不足が指摘されております。この点も、学校を管理する市教委が、指導等を根本的に改めることなく、旧態依然の体制を黙認してきたんだということですね。責任の所在は市教委にあるという言及もあります。そして、歴代の市教委の怠慢がもたらしてきたものと、厳しい指摘がありました。そうしたことを踏まえて、再発防止策ということでつくられていると思うんですけども、資料でも今日出していただきましたが、「いじめの重大事態に係る調査報告書」における再発防止策の提言を受けての対応について(案)ということでまとめていただいている、この資料に基づきながら、実効性のある具体策になっているのかどうかということについて、お伺いをしていきたいというふうに思います。

①から⑥までがいじめへの対応について、そして⑦から⑨がいじめ予防について、⑩と⑪が安心して暮らせる社会作りについてと分かれております。①ですが、提言には、学校設置者である旭川市教育委員会が専門的知識を携え、上部組織として学校を適切に管理する体制の構築を行うとあり、詳細説明の①-1のところでは、市教委は担うべき義務、役割、業務を再確認し、その専門性を身につけることとあり、具体的方策等では、地教行法に示された教育委員会の役割等に関することやいじめに関することなど、教育委員会職員を対象とした計画的・継続的な研修の実施というふうにありますけども、具体的にいつからどのように行っていくのか、伺いたいと思います。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 教育委員会職員を対象とした計画的、継続的な研修につきましては、調査報告書の答申後直ちに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を基に、教育委員会の職務権限等について改めて確認するとともに、文部科学省のいじめ対策専門官の講演資料を基に、重大事態への対応や最近のいじめ対策等について研修するなど、教育委員会の役割やいじめ問題への適切な対応の在り方等について、理解を深めたところであります。

今後につきましても、年度当初や年度の途中に、教育委員会の役割や職員の専門性を高める研修 を複数回実施いたしますとともに、いじめ対策で成果を上げている先進地の視察内容を教育委員会 全体に還流いたしまして、本市のいじめ対策の施策等に反映させるなど、実効性のある研修を実施 してまいります。

**〇中村委員** 既に、職務権限等の確認を行うとともに、いじめの重大事態への対応など、研修し、理解を深めているということで、今後についても、年度当初、年度途中の複数回、実施するということでございました。さらには、先進地の視察についても言及がありましたけども、これは⑨-2に関係する部分だと思いますので、その点を改めて伺いたいと思います。

それで、①-2のところで、詳細説明に、市教委職員が校長のかつての部下・後輩であるという 関係性から、毅然とした指導・指示ができないような状況がうかがえることから、人事組織の在り 方について再検討することとあります。それを受けて、具体的方策等では、事務の執行に当たり、 人間関係等の要因が影響していると思われることのないよう、法令に基づく権限と義務について研 修などを通じて再確認とあります。これまでは行われてきていなかったということなんでしょうか。 また、再確認するだけで改善されると考えているのか、伺いたいと思います。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 法令に基づく権限と義務についての研修につきましては、国や道が作成した資料等を基に、職員が個々において研さんを積んでまいりましたが、今後は、教育委員会の義務や役割、業務を再確認し、その専門性をしっかりと身につけるための計画的、継続的な研修を組織的に実施し、適切な事務の執行の徹底を図ってまいります。

○中村委員 今の答弁は、これまで、職員個々の研修に任せて、具体的な研修は行ってこなかったということだったと思います。国や道がつくった資料について、どこまで理解しているかをはかることも組織的に行っていなかったということは、これは問題があるのかなというふうに、私も、今の答弁を聞いて感じるところです。これでは、組織として学校に対し毅然とした指導、指示というのはできないですよね。真の理解ができているかどうかも分からない段階で、学校に指導ができないっていうことになってしまいますよね。今後はしっかり行っていくということなんですけども、やっぱりいろいろと法律も変わったり、事務の執行も変わってくると思うんですけど、そういった最先端のことを市教委が全て理解しているということを学校側としても分かった時点で、信頼度というのは高まってくるものだと思いますので、専門性を身につけるようにしていただきたいですし、場合によっては、どこまで理解できているのか否か、そういったものをはかる仕組みというものをつくっていただきたいなというふうに思います。小テストみたいなものっていうか、そういうことまでは言いませんけども、ただ、やっぱり、一定程度、理解度がどこまであるのかっていうところをどう確認するかっていうところが、なかなか示されていないもんですから、そこは考えていただきたいと思います。

先ほど、人事組織の在り方については、高橋ひでとし委員からも質疑がありましたけども、具体的方策がないんじゃないかっていうふうにおっしゃられておりました。答弁の中では、今、道教委からの派遣がありますという答弁があったんですけども、私もやっぱり一定程度、道教委からの派遣をしばらく続けるべきだと思うんですね。それでないと、指導性というのが現時点で発揮できているかというと、仕組み的にはなかなか難しいのかなというふうに思います。研修で完璧にしっかりみんなが身につけて、市教委の皆さんが学校よりも上回る知識の中で、指導性が発揮できる状態

になれば、その時点では、もう道からの派遣というのは私は要らなくなると思いますけども、その時点までは、そしたら何を頼りにしていくかっていうことを考えると、やっぱり、一定程度、道からの派遣はやむを得ないのかなというふうに思いますので、そういった点も御検討いただきたいなというふうに思います。

次に、②のところで、いじめの把握および報告に対し事実確認、学校全体への情報共有、家庭との情報共有、対応までのシステムを確立するという提言でありますけども、詳細説明では、いじめに関する情報は、一定の基準を定めて書面化し、事実確認する内容等に関しては学校として統一的な対応ができるように一定の内容のマニュアル化及びルール化を図ることとなっているわけですが、具体的方策等では、マニュアルを作成することについては記載があるんですけど、ルール化については言及がないのかなというふうに思うんです。この点について御説明をいただきたいと思います。〇末木学校教育部教育指導課主幹 各学校において、いじめ問題等に係る統一的な対応をするためのルール化につきましては、必要な情報を組織で共有できるよう、全ての学校で報告様式を統一するとともに、学校が把握したいじめや、いじめの疑いを含む事案の全件について、事案の概要や認知の有無等を定期的に教育委員会に報告することなどを検討しているところであり、このことについては、マニュアルや事案の対応フロー等に位置づけてまいりたいと考えております。

**〇中村委員** 先ほど、高橋ひでとし委員の質疑の中でも、この点はかなり深掘りした中での質疑があった点でありましたけども、これまでは、いじめの認知に至った事案のみを市教委に報告してきたということですよね。それで、いじめの疑いがある部分も、結果としていじめの認知に至らなかったケースについても、検討された時点で、それは全て市教委に報告をする、そういった新たなマニュアルであり、ルールというところも含んだ形で変えていくんだということで、ルールという表現はなかったですけども、一定程度理解できるのかなというふうに思います。

次に、③のところで、いじめや不登校の早期発見に関わる提言でありますけども、詳細説明の③ -1に、いじめの発見・対応に遅れがでないように月1回程度定期的に学校いじめ対策組織を開催し、児童生徒間のトラブル等のモニターと対応の検討や検証を行うことということで、早期発見という点を重視して、月に1回程度、定期的に行うということを求めているんですけども、具体的方策等では、そうした回数については定められていないんですよね。開催頻度という表現はあるんですけど、その点、頻度というだけで回数を定めなかった理由について伺いたいと思います。

**○眞田学校教育部次長** 学校いじめ対策組織の開催頻度につきましては、教育委員会といたしましても、各学校において、いじめの発見、対応に遅れが出ないよう、月1回以上、定例の学校いじめ対策組織会議を開催することが必要であると考えておりまして、学校いじめ防止基本方針に明記し、早急に取り組むことについて、10月17日の小中学校臨時校長会議において、各学校に指導したところでございます。

**〇中村委員** 具体的方策等には開催頻度という表現しかないので、具体的な回数は分かりませんでしたけども、臨時校長会で、学校いじめ防止基本方針に明記して早急に取り組むことを確認しているということでした。そういうことであれば、何で具体的方策等に開催頻度ということしか書いていないのか不思議でありますけども、月に1回以上、定例の学校いじめ対策組織会議を開催するということを校長会で言ったということですから、そういった意味では理解はできました。

次に、④のところになりますけども、いじめに専属的に対応する組織を旭川市教育委員会に設置

することによって、学校では解決困難な事案に対する支援を実践するという提言のまま、④-1では、学校教育部内にいじめに専属的に対応する部署を設置するとしておりますけども、いつからそういった設置を行おうとしているのか、令和4年度中なのか、令和5年度から設置するのか、この点、伺いたいと思います。

**○眞田学校教育部次長** 学校教育部内のいじめに専属的に対応する部署につきましては、令和5年度からの設置を検討しているところでございます。

○中村委員 令和5年度からということなんですけども、私は、どちらかというと、今いろいろな検討も進めていく中で、前倒しをした中で組織・機構改革をやってもよかったんではないかなと思うんですよね。3か月、4か月後になりますよね。だから、そういった対応というのはどうなのかなっていうのをちょっと疑問にも思うんですが、いずれにしても令和5年度から設置を考えているということでございますね。

その④-2のところでは、困難ケースへの専門家の参加による解決というふうにあるんですけど も、これは常設に近いものを想定しているんでしょうか。また、令和5年度に予算措置ということ を求めているのかについても伺いたいと思います。

**○眞田学校教育部次長** 困難ケースを解決するための専門家の配置につきましては、常設を考えているところでございまして、市長部局に設置するいじめ対策専門部署と教育委員会が連携して、いじめの問題等に対応することを想定していることから、現在、予算措置を含めまして、教育委員会と市長部局で検討しているところでございます。

**〇中村委員** 常設で市長部局と協議中という答えだったと思うんですけども、教育委員会内にはいじめ対応の部局を設置して、さらには、市長部局にはいじめ対策の専門部署を設けるということで、 二重、三重に支援体制を整えることになるのかなということで、その点は期待できることだという ふうに理解をいたしました。

次に、⑤ということで、国が示している「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」にのっとって「旭川市いじめの重大事態対応マニュアル」(仮称)を策定するという提案でありますけども、これは、そのとおりやっていこうということになっていますよね。いじめの重大事態対応マニュアルを作成し、各学校に周知するというふうにあるんですけども、市教委がつくり手として作業するということは非常に大きな意味があると思うんですよね。これまでは、国が示してきたガイドラインをコピーして、各学校に渡しただけっていうか、ある意味そしゃくする部分がなかったわけですね。ただ、旭川市のマニュアルをつくるということになれば、これは十分、国で言わんとしていることをそしゃくしながら、そして、旭川モデル的なものも加えながら、この報告書の参考資料にもそういった素案的なものがありますので、当然、そういったものも参考にしながらということだと思うんですけども、これはかなり期待できる部分というか、しっかりとこの対応マニュアルを市教委の中で、全ての市教委の皆さんが理解するという意味では、期待できることだなというふうに思っているんです。

令和4年度中にこれが本当にすぐできるのか、5年度になるのかということもやっぱりあるもんですから、この策定のスケジュールについて、伺っておきたいと思います。

**○眞田学校教育部次長** (仮称) いじめの重大事態対応マニュアルにつきましては、本件重大事態 に係る調査報告書の添付資料として示された旭川市いじめの重大事態対応マニュアル(骨子案)を 踏まえまして、重大事態が発生した際に学校や教育委員会が共通の理解を持って適切に対処できるよう、令和4年度内に作成をして各学校に送付するとともに、校長会議や研修会等を通して周知を図ってまいる考えでございます。

**〇中村委員** 令和4年度中にはしっかりつくっていくという御答弁がありました。もちろん、市教 委内でしっかり相互理解を深めて完璧にしていただきたいと思いますし、その上で、各学校の理解 を進める努力っていうか、そこは、その後に出てくる研修等々でやっていくということにはなりま すけども、ここが肝となる部分だと思いますので、ここの理解が足りなかったから、やはり今回の 事案というのが起きているということですからね。ですから、そこは真剣に対応していただきたい というふうに思っております。

⑤-2のところでは、被害生徒や保護者に寄り添う専属の担当者を学校に1名配置すること、具体的方策等でも、指摘を踏襲して、要予算措置というふうにしておりますけども、具体的にどのような人材登用を考えているのか、先ほどの高橋ひでとし委員への答弁とも多少重複しますけども、ただ、全学校に配置した際の予算規模をどのように想定しているのか、この点についてもお伺いしたいと思います。

○眞田学校教育部次長 具体的方策等に示しております専属の担当者につきましては、被害児童生徒や保護者に寄り添って対応することに加え、いじめの疑いがある事案の情報収集の窓口となるほか、いじめアンケートの集約、いじめ対策組織会議の記録やいじめ認知報告書の作成及び教育委員会への提出、教員研修の企画や運営など、学校のいじめ対策を中心になって担う役割を想定しているところであり、岐阜市のいじめ対策監の取組を参考にしながら、市費により会計年度任用職員として任命し、退職教員を配置することを検討しているところでございます。教育委員会といたしましては、令和5年度において、数校をモデル校に指定し、その成果や課題等を踏まえ、次年度以降の配置について検討してまいりたいと考えておりますが、仮に、全小中学校に1人ずつ配置した場合につきましては、億単位の予算規模になるものと想定しているところでございます。

**〇中村委員** 最終的には、全小中学校の配置を目指していくということは先ほども答弁があったところなんですけど、そうなれば億単位の予算が必要になるということでありました。

令和5年度は、数校をモデル校に指定するという考えが示されているんですけども、数校ということになると1桁なので、2から9まであるんですよね。なかなかこれは幅があるので分かりづらいんですけど、担当部局としては何校ぐらいに配置したいと考えているのかについて伺いたいと思います。

**○眞田学校教育部次長** 現在、検討を進めているところでございまして、決定をしているものでは ございませんが、小中学校それぞれ2校から3校程度に配置したいと考えているところでございま す。

○中村委員 それぞれ2~3校ずつということは、4から6ということで、最大6校のモデル校への配置ということだと思うんです。ちなみに、ちょっとこれは通告していませんでしたけども、そういうモデル校に配置して、検証して、全校配置を目指すという流れだとは思いますけども、全校配置までどのぐらいの年数でたどり着けるというふうに現時点で想定しているのか、お伺いしたいと思います。

**〇辻並学校教育部次長** 今、答弁申し上げましたように、最終的には、学校の規模に応じた配置と

なるところもあるかもしれませんが、全市的に各学校に1名ずつ配置したいと考えておりまして、 ただ、財源の確保の問題ですとか、あと、人材の確保、そういったこともありますことから、最終 的に全市的に配置できる年がいつになるかということについては、現時点では申し上げられません ので、御理解いただきますようお願いいたします。

○中村委員 確かに、予算というのはついて回るもんですから、これは、市長部局で認めていただけなければ増やしていくことはできないんですけども、担当部局として、効果があれば全校にいち早く設置するという考え方を持っていないんであれば、先ほど高橋ひでとし委員との質疑の中でもありましたが、はっきり言って、本当に全ての学校に配置する気があるんですかっていうか、そういったふうにも見えるわけですよ。ですから、今の答弁はしゃくし定規というか、予算がつかなければというのはそのとおりなんですけど。あと人材確保という課題もありますよ。だから、教員免許を持っている方を対象にするということ、これは先ほども答弁があったことですが、例えば、校長経験者の方とか、そういった方が有力になるのかなというふうには私も思いますけど、やっぱり、退職した方はたくさんいるわけですよね。若い方だけというふうに限れば、定年したばかりの方っていうことになれば限られているかもしれませんけども、そう考えると、人材確保は私はできると思いますし、その上で、予算的なものというのは、皆さん方がもちろん求めていくものですから、例えば、モデル実施をした6校でやってみて、そして効果があれば、次の年に全てやりたいんだという考え方だってあると思うんですよ。でも、今、そこまでの決意はないのかなと、今の質疑で私は感じました。

だから、やはり、いち早く、再発防止をしている先進的な旭川というふうに全国の皆様方からも理解いただくために、来年はモデル、再来年には全て設置したいっていう、その思いは市長に伝わるわけですよ。皆さん方、担当レベルのところでその思いがなければ、絶対予算はつかないですよね。そういう点は、部長、どうなんですかね、今の話。

○品田学校教育部長 学校教育部といたしましても、他都市でいい成果を上げているという話は、 視察に行った担当者からも聞いておりますし、ぜひ、旭川モデルの一つの形として、我々としても 1人ずつ全校に配置できるような、そういった形ではやっていきたいと考えております。

ただ、次長から話がありましたように、人材の確保ということで、ちょっと今、頭を悩ませている部分がありまして、そこの部分のめどが立てばという前提にはなりますけれども、ぜひ進めていきたいと考えております。

○中村委員 ぜひ、早急にそういった体制ができることを私も期待したいなというふうに思います。次に、いじめへの対応についての最後ですね、⑥ということで、提言には、重大事態が起きた際、学校に対し事案への対処に向けて専門的な助言・指示・直接的な支援ができる、専門的な知見を持った方で構成する緊急支援チームの創設について書かれておりまして、具体的方策等でも、市独自の緊急支援チームをつくることが書かれております。

令和5年度に予定している予算概要についてもお伺いしたいなというふうに思います。

- **〇辻並学校教育部次長** 市独自の緊急支援チームを構成する専門家についてでありますが、先ほど答弁させていただきました困難ケースを解決するための専門家と同様でありまして、現在、予算措置も含めまして、市長部局とともに検討を進めているところでございます。
- **〇中村委員** 先ほどのケースと同様だということですので、それで理解をいたしました。

あと、いじめの予防についてというところで、1点だけ、研修のことについて、午前中も議論が あったところなんですけども、ちょっと確認をしていきたいなというふうに思っております。教育 関係者がいじめを正しく理解するための研修の継続的開催などにより専門性を高めると。初任段階 教員だけでなく様々な経験年数を対象とした研修をすることが提言されておりまして、具体的方策 等で、管理職、ミドルリーダー、中堅教員、初任段階教員の研修を計画的に実施とありますけども、 これはどのような頻度で実施をしようとしているのか、また、研修の対象外になる教員もいると思 うんですけども、そういった教員についてはどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。 **〇辻並学校教育部次長** 管理職、ミドルリーダー、中堅教員、また、初任段階教員など、様々な経 験年数を対象としたいじめに関する研修につきましては、教職員のいじめに関する法制度の理解を 深めるため、計画的に実施することが大切であると考えております。具体的には、いじめ対策を主 として担当する教職員を対象とした年2回のいじめ対策研修会と、年間1回の生徒指導研究協議会 に加えまして、管理職を対象とした校長・教頭研修会、主幹教諭を含むミドルリーダーを対象とし た主幹教諭研修会、中堅教員及び初任段階教員を対象とした法定研修におきまして、いじめ防止対 策推進法や市のいじめ防止基本方針等の理解、いじめ問題への対応等について、対象となる教職員 の役割や、役職や経験年数に応じた内容の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。 また、年度によっては、そういった今申し上げましたような研修の対象外となる教員もいるわけで ありますが、そういった教員も含めまして、全ての教員がいじめに対する理解を深め、行動の徹底 を図り、いじめ防止対策の実効性を高めることが重要であるというふうに考えておりまして、そう いった市主催の研修会と併せて、各学校における校内での研修も充実させてまいりたいと考えてお ります。

**〇中村委員** 研修から漏れていく人の対応というのはどうなのかなというふうに思ったんですけど、 そこは校内研修で、校長がリーダーになるのか、いじめ担当の教員がリーダーになるのか分かりま せんけども、校内でしっかりやっていくという答弁だったので、そこはしっかりやっていただきた いなというふうに思います。

あと⑨-2のところで、先駆的な取組をしている自治体への出向が提言されており、具体的方策等でも、出向までということではありませんけども、先駆的な自治体を訪問し、教育委員会内で還流させるというふうにしておりますけども、ここは、要予算措置というふうになっていないんですね。ほかのところは、必要な予算が大体出てくるところは、要予算措置というふうになっているんですけど、ここはなっていないんですよね。いつ頃から始めようとされているんでしょうか。

**〇辻並学校教育部次長** 行政、学校、地域が一体となっていじめ対策の取組を推進し、成果が現れている自治体を指導主事が訪問し、教育委員会内で還流するということを考えておりまして、これにつきましては、令和5年度、次年度から実施してまいりたいと考えております。資料におきましては、要予算措置との表記はございませんが、必要な予算がございますので、それについては要求してまいります。

**〇中村委員** いわゆる、資料には要予算というのが漏れていたということなのかなと、今の答弁を聞くとね。令和5年度からはやりたいという話ですから、ちょっと漏れがあったということだったと思います。

あとは、安心して暮らせる社会作りのところ、最後のところだけちょっとお伺いをしたいと思う

んですけども、教職員がいじめ防止等のために、心身のゆとりをもって、児童生徒と向き合うことのできる体制づくり、教職員の増員ということになるのかなと思います。要予算措置ということもあるので、市費での教諭の採用ということを意味しているのかなというふうに思うんですけど、この点についてお伺いしたいと思います。

**〇辻並学校教育部次長** 教職員がいじめ防止等のために、心身のゆとりをもって、児童生徒と向き合うことのできる体制づくりにつきましては、いじめ対策を専属的に行う市費負担教員の配置を検討しているところでございまして、先ほど答弁させていただきました、被害生徒や保護者に寄り添う専属の担当者としての役割についても当該の市費負担教員が担うことを想定してございます。

○中村委員 先ほど質疑をした⑤-2のところと同じということで、理解をさせていただきます。 様々、今、聞いてきたんですけども、今回のいじめ事案ということをやっぱり二度と旭川として も起こさないという、そういった決意の下で、こういう対応策も考えられていると思うんですけど も、いじめ対策の旭川モデルを確立するというところまで、これは市長もやっぱりそういう思いも あるでしょうし、市教委としても、そういった覚悟を持ってこの再発防止策をまとめたと思います。 全国でも最先端のいじめ対策というふうに今回なったのか、また、再発防止に向けた教育委員会の 思いを総括して伺いたいと思います。

**〇品田学校教育部長** 旭川市いじめ防止等対策委員会からの調査報告書に基づきまして、教育委員会として行った当時の対応の検証において、いじめの重大事態の対応を行わなかったことなど、多くの課題が明確になったところでありまして、いずれも、教育委員会として深く反省すべきものと、今、厳粛に受け止めているところでございます。

調査報告書における再発防止策の提言を踏まえ、現在、検討を行っている具体的方策等につきましては、ただいま御答弁させていただいたとおり、教育委員会職員を対象とした研修、臨時の校長会議における定例の学校いじめ対策組織会議の開催に関わる指導等、実施できるものから速やかに取り組むとともに、新たな仕組みの創設や取組の推進に当たっては、予算措置も含めまして、市長部局とも協議をしながら、実効性のある充実したものとなるよう、さらに検討を進めていきたいと考えております。

また、本日、委員の皆様からいただいた御指摘も踏まえまして、教育委員会として、痛ましい出来事を決して忘れずに、二度と同様の事態が発生しないように、不退転の決意を持って、本市の子どもたちをいじめの被害から守り、安心して安全に学校生活を送ることができる体制づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

**〇中村委員** あと、ちょっと質問の方向が変わりますが、本事案に関係する教職員及び市教委職員 の処分について、伺いたいなというふうに思うんですよね。

調査報告の答申がなされ、市教委としての検証作業、さらには再発防止策がまとまった今こそ、 当該学校の教職員や市教委職員の処分について検討するよいタイミングであるのかなというふうに 私自身は思うんですけども、現在の状況についてお伺いしたいと思います。

**〇品田学校教育部長** 調査報告書においては、教育委員会、学校の対応についての指摘もあるところでありますが、他都市で重大事態の再調査が行われたケースにおいては、その結果を踏まえ、処分が行われている事例が見られるところでございます。このようなことから、北海道教育委員会と処分の考え方などについて協議を行っているところでありますが、いずれにいたしましても、まず

は再調査の結果を待つことなく、改めて、関係職員からの聞き取り調査を行った上で、客観的に事 実関係を把握すべきものと考えております。

現在、その聞き取り対象者ですとか確認すべき内容について、教育委員会内で整理を行っている という状況でございます。

**〇中村委員** 現在、水面下の作業というか、その調整というのは行われているということも分かったんですが、今、答弁の中でも、他都市で重大事態の再調査が行われたケースにおいては、要するに、行政処分も行われている事例があるということですから、今回、死亡に至る事案ということもありますし、やっぱりかなり学校、そして教育委員会の責任が重たいんだということも報告書の中で出ているわけですから、当然、これは処分の対象になってくるのかなというふうに私も考えるところなんです。

それで、学校関係者の処分について、道教委が懲戒処分を行うことになっていると思いますけども、市教委から処分の内容を具申した上で、道教委が判断するという手順になると思います。現在、聞き取り対象者や確認すべき内容について整理を行っているというふうにお答えもあったんですけども、私自身は、再発防止策をまとめる中で、同時並行的にこういったことはやるべきではなかったのかなというふうに思います。いつ頃までに道教委へ具申できると考えているのか、また、その時点から懲戒処分が出るまでの時間についても伺いたいと思います。

**〇佐藤学校教育部学務課教職員担当課長** 教職員の懲戒処分の要否につきましては、今回の対策委員会の調査結果を踏まえまして、教職員への聞き取りを実施した上で判断するということになりますけれども、今後、再調査も実施される予定となっておりますので、その状況なども踏まえる必要がありますことから、道教委への正式な内申の時期ということにつきましては、現時点で申し上げるのは難しいところでございます。

また、市教委からの内申後、道教委の処分の判断が出るまでの時間というものにつきましても、 事案ごとに様々な状況があるものでございますことから、なかなかちょっと一概には申し上げられ ないところでございます。

○中村委員 先ほど、部長のほうからは、再調査の結果を待つことなく、改めて関係者から聞き取りをしながら、具申をするのかなというふうに思ったら、今の答弁は、再調査の結果をやっぱり見なければならないという答弁ですよね。再調査も実施される予定となっているので、その状況も踏まえる必要があるということですから、すぐには処分ということはないのかなっていうふうに思うところなんですね。確かに、再調査の諮問事項の中には、再調査の結果を踏まえた学校、市教委の対応の検証と再発防止策というのも3つの諮問事項の中の一つにあるので、そうなると、かなり後ろにずれていくということになると思います。

ちょっと確認ですけども、当時の学校関係者が懲戒処分の対象となり、その方が既に退職している場合について伺いますが、懲戒処分の内容が停職や減給処分相当となった場合、遡って処分が下されるのか否か、このことについて伺いたいと思います。

**○佐藤学校教育部学務課教職員担当課長** 懲戒処分につきましては、勤務関係の存在を前提として 行われるものでありますことから、その関係が消滅したときは懲戒処分を行うことはできないもの とされておりますことから、既に退職した者につきましては懲戒処分を行うことができないという ことが原則となってございます。しかし、退職した職員が在職期間中の行為に係る刑事事件で起訴 された場合ですとか、あるいは懲戒免職処分を受けるべき行為をしたといったようなことが認められるような場合には、任命権者が退職手当の支給を差し止めたり、返納を命じたりといったようなことはあるところでございます。

○中村委員 基本的には、1回退職をした方の懲戒処分というのはできないんだよと。ただし、懲戒免職相当の処分が下った場合は、退職金の差止めだとか返納ですよね。ですから、これはかなり重たい処分になるのかなと思うんですけども、ただし、逆に言えば、懲戒免職処分に相当しない限りは何もできないっていう話ですよね。だから、実際に今回の事案で、もう既に退職をしている方については、今の答弁が当てはまるのかなと思いますので、責任の所在というところをしっかりと担保するということが本当にできるかどうかというのは、ちょっとなかなか難しいのかなという印象もあるところです。

調査報告書では、このたびの事案において、一番の責任は市教委にあることは明らかですので、 道教委が処分の実施主体である学校関係者よりも早く処分を実施するという考え方もあるんではな いかと思うんですよね。市教委の懲戒処分については、市長が行うことになるのか、教育委員会で 行うのかということもありますけども、市長との話合いというのはどの程度行っているのか、この 点についても伺いたいと思います。

**〇石原学校教育部次長** 教育委員会職員の処分等を実施するに当たりましては、過去の事例等を踏まえる必要もありますことから、当然、市長部局とも協議を行うことになりますけれども、調査も含め、執行機関として、教育委員会が主体的に処分を実施するといったことになります。処分量定等につきましては、教職員と同様に、再調査の内容でありますとか、そういった結果も影響すると考えられるところでありまして、現在、処分の時期でありますとか調査方法等も含めまして、市長部局とも協議を行っているといった状況にございます。

〇中村委員 今の答弁ですと、要するに、教育委員会が処分の実施主体になると。それで自分たち を裁くということですよね。これで本当に処分というのがきちっとできるのかなっていうのはちょ っと疑問に思います。もちろん、今、答弁の中でも、市長とも相談をしながらという話だったので、 やっぱり適正な処分というところを、誰が見てもそうだろうなっていうような処分結果になるよう に、そこを求めていきたいと思いますし、ただし、今、答弁にあったように、これもすぐに処分と いうことにはならないんだっていう話ですよね。再調査の結果次第では、また今の状況も変わるか もしれないということの内容だと思うんですよね。ですから、学校と同じように、市教委の処分に ついても再調査委員会の報告を待つしかないと、そういうふうに受け止められる答弁だというふう に思います。ただ、旭川市民は、この調査結果報告が出て、検証もして、そして再発防止策が出て、 やっぱり処分もセットだよなって、普通に考えると思うんですよね。今の質疑の中でも、そこがな かなかできない理由としては、再調査委員会の結果にもやっぱりこれは影響される部分があるとい うことで、私も理解したいと思うんですが、ただ、そうは言っても、市教委と学校関係者の責任と いうのは、そう大きく変わらないのかなと思うんですね。死亡といじめの因果関係というのは、こ れはもしかしたら結果が違ってくるのかなというふうに思いますけども、そういった面では、私は、 積極的に早い段階で処分があってもいいのかなということだけ申し上げまして、私の質疑は終わり たいと思います。

〇品田委員長 次に、能登谷委員。御発言願います。

**〇能登谷委員** 私のほうも、いじめの重大事態に係る調査報告書に関する市教委及び学校の対応の 検証と再発防止策について、伺っていきたいと思います。既に4人目になりましたので、一部かぶ っているところもあるかもしれませんが、流れがあるところはそのまま生かしていきたいと思いま す。よろしくお願いします。

まず最初に、第3回定例会で、市長が行う再調査について、これに当たって議会は附帯決議をつけました。最終報告書の検証や行政内部の意思決定手続を行って、その上で、第三者委員会の公平、公正、中立な人選、調査状況の議会への報告などを求める内容だったと思います。

それで、今回の対応は、この議会意思に沿うものだと思いますけれども、第3回定例会以後の手 続の流れ、それから、教育委員会議での検討状況などをまず伺いたいと思います。

- **○末木学校教育部教育指導課主幹** 教育委員会では、第3回定例会における附帯決議を踏まえまして、調査報告書に関する市教委及び学校の対応の検証と再発防止策について、10月23日に開催しました定例教育委員会議において審議を行うとともに、11月2日の総合教育会議において協議等を行ったところです。
- ○能登谷委員 それで、手続を取ってきたということなんだと思うんですが、この市教委の対応の検証の中で、本事案を重大な非行事故として認識し、対応していたものの、いじめとして認知せずと記載されていますが、重大な非行事故と認識したということであれば、犯罪も含めて、いじめ以上と認知できるわけで、対処方針、ガイドラインでも明らかであると思うんです。だから、これをいじめと認知しないというのは、相当、不思議でならないというふうに思いますが、なぜ、いじめの認知に至らなかったのか、改めて伺います。
- **○末木学校教育部教育指導課主幹** 本事案につきましては、当時、当該生徒が性に関わる被害を受けた重大な非行事故の認識であるとの下、当該生徒を守るために重大で緊急性の高い事案であったことが、結果として、当該生徒の登校に向けた支援や、警察や医療機関との連携を優先させ、いじめの認知までには至らなかったものと受け止めております。
- こうした当時の教育委員会の対応につきましては、調査報告書において、ガイドライン違反にと どまらず、法律違反にもなるという厳しい指摘もなされているところでありまして、そういったこ とについて深く反省すべきものと厳粛に受け止めているところでございます。
- **〇能登谷委員** 反省しているのも厳粛に受け止めているのもいいんですけど、ここの部分で、警察や医療機関との連携を優先させた、それで、いじめの認知までには至らなかったということなんですが、それを優先している間に放置し、認知しなかったと。その間に転校もしたので、学校がこのいじめの判断から逃げたということが言えるんでしょうか。
- ○末木学校教育部教育指導課主幹 繰り返しの答弁にはなりますが、こういった警察や医療機関との様々な連携を優先させていたこともあって、いじめの認知までには至らなかったということであります。逃げていたということではないと思うんですけれども、やはりそういったことについてしっかりできていなかったということについては事実であり、深く反省すべきものということで受け止めております。
- **○能登谷委員** 逃げたわけでないけどやらなかったと。転校もしていますので、これ幸いと思ったのか、その後の謝罪の会もおかしいですよね、X中についてはね。

それで、私も何回か指摘してきましたけれども、最初から、複数校にわたる問題だった、しかも

転校もしているということで、これは最初から市教委が主体的に対処すべきだったんではないでしょうか。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 委員から御指摘のとおり、最初から市教委が主体的に取り組む必要があったということで、我々のほうとしても、今振り返ってみますとそういった事案だったということで考えておりますし、この調査報告書においてもそういった厳しい指摘がなされているところでございます。

## **〇能登谷委員** そうだと思いますね。

もう一つは、本事案は女子生徒が性に関する重大な被害を受けたということで、私も昨年から何度か、性に対する対応方針、対処方針がないんでないかということも指摘させていただいたんですが、教育委員会では、その後、今年の3月にそれらを受けて、旭川市いじめ防止基本方針の中に性に関わる対応について記載したということになっていますが、なぜ、当時はそうした対応の方針が整備されていなかったんでしょうか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 旭川市いじめ防止基本方針につきましては、国や北海道のいじめ防止基本方針を踏まえ、平成31年2月に策定したところですが、性に関わる事案への具体的な対処につきましては、国や北海道の基本方針に記載はなく、本市の基本方針にも記載していなかったところであります。その後、昨年度の本常任委員会等での本件重大事態に関わる御指摘などを踏まえまして、全ての学校の教職員が共通理解の下、性に関わる事案への対処を行うことができるよう、児童生徒のプライバシーに配慮することや、管理職や関係教職員、養護教員等によるチームを編成し、適切な役割分担を行うこと、あと、警察等の関係機関との連携をすることなどについて、今年3月に改定した基本方針に新たに記載したところでございます。

○能登谷委員 調査報告書の再発防止策の詳細説明の提言では、児童生徒に対して性に関する正しい知識などについて学ぶ機会を設定することが指摘されています。そうした取組が重要になると考えます。また、11月18日の保護者説明会でも、小中学校の性教育はお粗末だ、ゆがんだ知識を持ったまま野放しにされている、そこを課題にしないのはおかしい、性の課題を練り直して最重要項目として取り上げてほしいという趣旨の発言もあったと聞いています。

性の課題について、今後、どのような取組を具体的に進めていくのか、伺いたいと思います。

- **○眞田学校教育部次長** 性に関わる事案への対応につきましては、事案が発生した際の適切な対処に加え、何よりも未然防止の取組が重要であるとの認識の下、昨年度から、生命の安全教育を実施しているほか、今後は、人権教育、SNS等に関する学習を小学校第1学年から中学校第3学年まで、発達段階に応じて系統的に学ぶことができるよう、教材の作成等を行ってまいりたいと考えているところでございます。
- **〇能登谷委員** 具体的方策等の中で、PTAやNPO団体等と連携し、学校、保護者、生徒(児童) が一体となって学ぶことができるプログラムを全中学校において実施と記載されていますが、具体 的にはどのような取組になるのか、伺いたいと思います。
- **○眞田学校教育部次長** 学校、保護者、児童生徒が一体となって学ぶことができるプログラムにつきましては、児童生徒がいじめ、虐待、性暴力といった様々な暴力から自分を守る力を身につけるため、本市の市民団体と連携し、疑似体験等の参加型学習を児童生徒に行うほか、保護者や教員向けのワークショップなどについて、来年度からの実施を検討しているところでございます。

**〇能登谷委員** 続いて、配付資料に、北海道教育委員会では北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チームが設置されていると記載されていますが、そのチームの設置時期と活用実績について伺います。

**○眞田学校教育部次長** 北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チームにつきましては、いじめ事案への効果的な対応をはじめ、生徒指導上の諸課題の解決に向けた効果的な取組について、学校及び市町村教育委員会に対して専門的な見地から助言を行う体制を整備するため、北海道教育委員会が平成25年に設置をしたところでございます。

上川管内になりますが、上川管内の活用実績につきまして北海道教育庁上川教育局に問合せをしたところ、これまで3件の事案に4回の派遣を行ったとのことであり、本市におきましては、平成30年度及び令和元年度において、1件の事案に2回の派遣を受けたところでございます。

**〇能登谷委員** 結局、北海道のチームについても旭川市も派遣していただいたという実績もあった という中で、今回、活用できなかったというのは大変残念だったなと思うんですね。

旭川市教委の中に支援チームをつくるということなんですが、具体的にはどのような内容なのか、 伺います。

- **○眞田学校教育部次長** 市独自の緊急支援チームにつきましては、現時点では、学校だけでは解決 困難な事案等に対しまして、法律や心理の専門家の視点から助言や指示等を行うことを想定してい るところでございます。
- **〇能登谷委員** 例えば、親が学校に子どもがいじめられていると訴えていても、なかなか学校側がいじめと認めてくれないなどの相談が私どもにも具体的に寄せられていますが、その場合、この支援チームが動くことになるのでしょうか。
- **〇眞田学校教育部次長** 先ほど答弁させていただきましたとおり、緊急支援チームは、学校だけでは解決困難な事案等に対しまして対応することを想定しておりますことから、事実関係を把握した上で、緊急支援チームが対応する可能性があるものと考えているところでございます。
- **○能登谷委員** そうであれば、この緊急支援チームはいつから動きますか。
- **○眞田学校教育部次長** 緊急支援チームにつきましては、令和5年度、来年度から設置し、活動する予定でございます。
- **〇能登谷委員** ぜひ早く始まってほしいです。今すぐにでも相談したいです。

続いて、保護者説明会について伺いたいと思います。説明会がようやく開催されたという思いですね。昨年、1回目の説明会があったときに、その後も節目ごとに説明してほしいという要望が出ていたと思うんですね。特に、当該学年はもう卒業してしまいましたから。中間報告も出ている中でもしなかったということで、本当に、なかなか丁寧な対応ができなかったなと思うんですね。

保護者説明会では、質疑応答になって、保護者のほうから、黙祷しなくていいんですかと言われて、慌てて黙祷することになったと聞いています。教育委員会は、被害者に寄り添う気持ちが欠けているのか、それとも常識がずれているのではないかと、怒りの声が寄せられていますが、その実情を伺います。

**〇品田学校教育部長** 委員の御質問のとおり、質疑の中で、保護者の方から黙祷すべきではないか というお話をいただいたため、急遽、参加している保護者の皆様にはお声がけをさせていただきま して、黙祷を行ったところでございます。そのことに思いが至らなかったことについては、深く反 省をしているところでございます。

**〇能登谷委員** これも先ほど質疑がありましたけれども、改めて伺いますが、保護者説明会の質疑の中で、学校外で起きたいじめについてどう対応するのかについて質問が出されていますが、今後の対応方針について伺います。

○辻並学校教育部次長 学校外で発生したいじめへの対応につきましては、学校が発生の事実等を 把握することは難しいケースもあるところですが、いじめアンケートの実施や教育相談などにおいて、児童生徒の悩みや不安を受け止める教職員の感度を高めることや、スクールカウンセラーなど の専門家による相談体制の一層の充実によりいじめの把握に努め、早期対応と解消を図ることが重要であると考えております。また、学校外の各種相談窓口の周知や、北海道教育委員会の事業であるおなやみポストの活用のほか、今年3月に改定を行いました旭川市いじめ防止基本方針に掲載した民間の相談窓口に寄せられた相談への対応、こういったものにより、いじめの被害を受けている児童生徒本人はもとより、保護者や地域の方が安心して相談や情報提供などができる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

**〇能登谷委員** また、質疑応答の中で、当時の教頭が、加害者にも未来があると言ったとか、また、不適切な画像を自分の携帯に保存したとか、さらには、担任の先生がデートを理由にして相談に応じなかったという報道もあった中で、それは事実なのかという質問があったと思いますが、これにはどのように回答されたのか、伺います。

**〇辻並学校教育部次長** 当時の担任の発言につきましては、本人に確認を行ったところ、本人が発言を否定したことについて、教育委員会から回答を行っております。また、教頭の発言等に関わりましては、教頭自らが、当該生徒をないがしろにし、加害生徒を擁護するような発言はしていないということや、不適切な画像を自身のスマートフォンで撮影したという事実はないこと、また、警察にスマートフォンを提出し、警察による解析の結果、該当の画像等は一切ないという報告を受けたことなどについて説明を行ったところです。

**○能登谷委員** さらに質疑の中で、きちんと報告書があるのになぜ再調査の必要があるのか、子どもたちが負担を感じることのないようにしてほしいとの指摘がありましたが、これらにはどのように対応するのか、伺います。

○辻並学校教育部次長 再調査の必要性に関わる御質問に対しましては、教育委員会として回答する立場にはなく、回答を差し控えさせていただいたところですが、再調査に伴い、生徒に過度な負担がかからないよう配慮していただくことについては、今後、再調査の事務局となる担当部局に伝えてまいりたいと考えております。また、生徒が不安を感じるようなことがあれば、教職員はもとより、スクールカウンセラーによる相談対応など、学校、教育委員会において、生徒の心のケアに向けた必要な支援を行ってまいりたいと考えておりまして、説明会におきましてもその旨を保護者にお伝えしたところでございます。

**〇能登谷委員** 在校生の安全性についての質問がたくさん寄せられたように聞いています。SNS上での誹謗中傷や、学校の周りでユーチューバーや右翼の街宣車が活動している、しまいには爆破予告まで来ている状況で、子どもたちの安全確保対策はどうなるのかなど、警察に被害届を出すなど明確な対応を求める声がたくさん出されたと聞いていますが、これらの声にはどのように対応するのか、伺います。

**〇辻並学校教育部次長** SNS上での誹謗中傷につきましては、警察や関係機関と連携いたしまして、必要に応じてプロバイダーに直接書き込み等の削除要請を行うとともに、被害を受けた在校生に対しましては、教職員による教育相談の充実や各種相談窓口の周知、スクールカウンセラー等の専門家による相談機会を増やすなどの対応を行ってまいりたいと考えております。ユーチューバー等による街宣活動につきましては、違法性が疑われるものについては警察への速やかな相談を行ってまいります。また、爆破予告に対しましても警察に捜査を依頼するとともに、当該の学校におきましても不審物の有無を点検するなど、児童生徒の安全を守る取組を行ってまいります。

**〇能登谷委員** 再調査の委員は、大変高名な方を集めて、当初の11月開催ということには間に合わないで、年内には始まるんじゃないかというようなことを聞いています。

第3回定例会の質疑では、教育委員会が行った調査と市長が新たに行う調査でも、権限は同じであり、強制力を持った調査ができるわけではないという答弁でした。昨日の民生常任委員会の小松委員の質疑では、それぞれの調査は法律上、どちらが優位という規定ではなく、再調査によってさきの調査が無効になるものではないと答弁がありました。教育委員会も同じ見解でしょうか。

○品田学校教育部長 いじめ防止対策推進法や、国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおきましては、そういった記載はないところでありますが、さきの調査では明らかとならなかった点について調査されるものと考えておりまして、再調査によって新たに再発防止策等が提言された場合には、真摯に教育委員会としても受け止めてまいりたいと考えているところでございます。 ○能登谷委員 教育委員会が行った調査と市長が新たに行う調査で同じ権限、調査結果に対する扱いも同じであれば、この調査結果に基づく検証といじめ防止措置など十分な対応が求められると思います。

市長が新たに行う調査については、全部やり直しではなく、さきの調査で既に明らかになった課題は諮問事項から除外し、不足する部分、不明の課題に絞って諮問する必要があるのではないでしょうか。総合教育会議があるので、先に結果を得て検証した教育委員会の責任で、市長の諮問内容を助言するのが当然の流れではないでしょうか。

**〇品田学校教育部長** 再調査につきましては、いじめ防止対策推進法において、地方公共団体の長が必要と認めるときは行うことができるものと規定されておりまして、諮問事項等については市長が判断されるべきものと考えているところでございます。

**○能登谷委員** 市長が判断する、それは当然なんですけど、冷たいのね。せっかく先に調査もして、検証もしているんだから、サジェスチョンぐらいしてあげたほうがいいんじゃないのと私は思いますけど、それにしても、検証する前に再調査をやるって言っちゃったからね。サジェスチョンもできにくかったかもしれませんが。

市長の行う再調査については、当然、そのことも意識されていると思いますので、教育委員会が 行った調査の結果がありますから、一からやり直すような無駄なことをせず、未解明の部分に絞っ て諮問されるよう期待して、質疑を終わります。

〇品田委員長 次に、横山委員。御発言願います。

○横山委員 私の前に4人の方が質疑されましたので、重複を避けると質問は1つになるんですけども、1点、いじめの重大事態に係る調査報告書に関わる市教委及び学校の対応の検証と再発防止策についての再発防止策の具体策の部分についてだけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

A3の横の表の中の一番最後のところですね。⑪に関わって、教職員がいじめ防止等のために、心身のゆとりをもって、児童生徒と向き合うことのできる体制づくりということで、要予算措置ということで示されているんですけども、これまでの答弁の中でもちょっと触れられてはいるんですが、お伺いしていても、どういう方をどういう役割で配置して、その結果、ゆとりを生むことができるのかっていうのが、どうもちょっと十分理解できないところもありまして、改めて、その加配等も含めて、どのような検討を具体的にしているのか、また、当該教員にはどんな役割を求めようとしているのか、現段階では検討中のものもあるとは思うんですけども、どのような想定でいるのかを改めてお聞かせいただきたいと思います。

**〇辻並学校教育部次長** 学校のいじめ対策を専属的に行う教員についてでございますが、昨年末に 視察を行いました、いじめ対策の先進地の一つである岐阜市が行っておりますいじめ対策監の取組 を参考に、配置を検討しているものでございます。

現段階におきましては、退職教員を中心に、市費での任用を考えておりまして、主な役割といたしましては、いじめの疑いがある事案の情報収集の窓口になるほか、いじめアンケートの集約、いじめ対策組織会議の記録や、いじめ認知報告書の作成及び教育委員会への提出、学校における教員研修の企画や運営、また、被害児童生徒や保護者に寄り添うことなど、学校のいじめ対策を中心となって担う役割を想定しております。こうした教員の配置によりまして、学校の教員が子どもと向き合い、いじめをいち早く、早期に発見できる、そういった環境づくりが可能になるというふうに考えております。

○横山委員 想定段階なので、予算措置決定もされていない中で、あまり是非を問うようなことを聞くつもりはないんですけども、指摘ということで受け止めていただきたいんですが、この間、新聞報道等もあって、このいじめ対策監を市が配置するんだということは、現場にも随分影響を与えています。好意的に受け止めている人もいれば、唐突感があったり、ちょっと反発を持って受け止めていらっしゃる方もいました。時間がないのであんまり詳細は話せませんけども、この方がどういう役割を果たすかによって、いじめ対策が本当に機能するかどうか、全く真逆の結果を生むというふうに、現場にいた人間からすると想定することができると思います。教員免許は持っているけど、授業は持たない、例えば、退職教員だというふうになれば、子どもたちと接触をしていない方がこういう役割を担うことで本当にいいのかというような声がまずありました。つまり、様々な情報を集めているけども、その子を知っている人間ではないということになりますよね。私が現場にいたときには、いじめ対策だけじゃなくて、例えば、生徒指導の問題で対策を考えるときには、少なくとも、教員は何らかの関わりをその子と持っているんですよね。そういった意味で、情報共有をしてどうしていくかっていう具体策を話し合うんですけども、それとあまりにも違い過ぎるなと。これで本当に機能するんだろうかっていうことがあります。

それと、じゃ、実際にこういう対策を取りましょうと、例えば、子どもたちの様子をこういう部分で見守っていきましょうとか、情報を集めましょうといったときに、実際に動くのは、小学校で言えばほとんど担任の先生方になりますよね。中学校であれば、それが学年だったり、または学年をまたがったりする。要するに、全ての先生方が動かなければ機能しないんですよね。だから、ある人だけがゆとりを持って、そういうことができる窓口的な人がたとえ1人いたとしても、ほかの先生方の勤務の状況が変わらなければ、多分、機能しなくなってくるんじゃないかなと。

①の真ん中の欄の詳細説明の中に、そこの下線が引かれていない、学校の組織体制や勤務形態などというところで、私はもうちょっと踏み込んで、もっともっと根幹的に、そのいじめ対策組織だけではなくて、学校そのものの在り方だとか、教員のそもそもの働き方の問題だとかをきちっとやっぱり解析、分析して、対策を立てるべきではないかなというふうに、ちょっと指摘だけはしておきたいと思います。

1例だけ話をします。いじめ対策組織を月1回程度って書いていますけども、私は、これはほとんど意味がないと思います。私が現場でやったときは、週1回生徒指導の会議を持って、学年間の問題の情報共有をやっていました。じゃ、学年内はどうしたかというと、毎日の打合せで、朝のうちに情報共有する、必要に応じて放課後にやると。それでも漏れることがいっぱいあります。知らないことがたまたまいろんなところから情報が寄せられて、どうするということを当然やっていきます。だから、これでもって何とかなると思っているとしたら、ちょっと私は、現場実態を知らないんじゃないかなと思ってしまいますけども、知っている方がたくさんいらっしゃるので、その辺の是非はもう一度検証をしていただきたいなというふうに思います。

もう一つ、今、ちょっと学校現場を回って、現場の教員といろいろな意見交換とかをしているんですけども、いや、必要なことはやります、頑張りますって言うんですけど、ところが、人が増えない中で、マンパワーが足りない中で、これ以上、どこまでできるのかって、そこの不安感が非常に大きいとおっしゃっている方がいらっしゃいました。やっぱり支えてくれるものがないと、教育委員会でお金や人的なものを支えてくれるっていうところがあれば、もう少し頑張れるのになっていうようなことをおっしゃっている方もいました。そういう部分を若い教職員が見ていますし、これから教員になろうとしている学生さんたちも見ていると思います。そういった面からも、改めて、この対応については、案段階ですので、検討していただきたいと思いますし、予算を含めた様々な対策について、私は、別の機会でちょっと議論させていただきたいなと思っています。

今日はこれだけで終わりたいと思います。

**〇品田委員長** ほかに御発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇品田委員長** なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。 その他、委員の皆様から御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

**〇品田委員長** それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午後2時27分